

# 認定NPO法人制度の手引き



令和4年7月

岡山市

## はじめに

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

今般、平成28年改正法附則の検討規定に基づき、NPO関係団体の要望を踏まえて、超党派の議員によるNPO議員連盟において検討が行われた結果、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため、令和2年12月に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）が成立し、令和3年6月9日から施行されることとなりました。

今回の法改正では、NPO法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO法人の事務負担を軽減するための措置として、(1)縦覧期間の短縮、(2)住所等の公表等の対象からの除外、(3)認定・特例認定NPO法人の提出書類の削減等の改正が行われました。

本書は、これらの改正事項を織り込み、認定制度に係る規定の内容及び諸手続について解説し、岡山市への認定申請等に必要な申請様式等を掲載しています。認証制度についての詳細は、別冊「特定非営利活動法人 設立・管理・運営の手引き」を参考にしてください。

令和4年7月

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	.....	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	.....	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	.....	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
平成23年改正法	.....	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）
平成28年改正法	.....	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）
令和2年改正法	.....	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）
NPO法人	.....	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	.....	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人	.....	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定NPO法人等	.....	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	.....	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事 （その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）
措法	.....	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措令	.....	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措規	.....	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
法人法	.....	法人税法（昭和40年法律第34号）
法人令	.....	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法人規	.....	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
所法	.....	所得税法（昭和40年法律第33号）
所令	.....	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
所規	.....	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
相規	.....	相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）
組登令	.....	組合等登記令（昭和39年政令第29号）
行手法	.....	行政手続法（平成5年法律第88号）
法10①ニイ	.....	特定非営利活動促進法第10条第1項第2号イ

(注) この手引きは、令和3年6月9日現在の法令によっています。

## 目次

<b>I 認定 NPO 法人制度の概要</b> .....	<b>1</b>
1 認定 NPO 法人とは .....	1
2 特例認定 NPO 法人とは .....	1
3 認定 NPO 法人等になるメリット .....	1
4 認定の基準 .....	2
5 欠格事由 .....	2
6 認定等の有効期間等 .....	3
7 税制上の優遇措置 .....	4
<b>II 認定 NPO 法人等の申請手続き</b> .....	<b>12</b>
1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請の手続き .....	13
2 実績判定期間 .....	15
3 認定等の基準の概要 .....	18
4 欠格事由の概要 .....	22
【参考】 認定・特例認定申請にあたって確認させていただく資料 .....	23
<b>III 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準</b> .....	<b>24</b>
1 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準 .....	24
2 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準 .....	37
3 欠格事由 .....	37
<b>IV 認定 NPO 法人の管理・運営等</b> .....	<b>39</b>
1 認定 NPO 法人等の報告義務 .....	39
2 認定 NPO 法人等の情報公開 .....	42
3 認定 NPO 法人等に対する監督等 .....	45
4 認定 NPO 法人等の合併 .....	49
<b>V 様式集</b> .....	<b>61</b>
<b>VI 事前チェックシート</b> .....	<b>121</b>
<b>VII 法令</b>	

# **I 認定 NPO 法人制度の概要**

# I 認定 NPO 法人制度の概要

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

## 1 認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2③、44①）。

## 2 特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもの（設立後 5 年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2④、58①）。

## 3 認定 NPO 法人等になるメリット

### ① 寄附者に対する税制上の措置

#### イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法 41 の 18 の 2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法 37 の 2①三四、314 の 7①三四）。

#### ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法 40）。

#### ハ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2②）。

#### ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

## ② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定 NPO 法人は適用されません。措法 66 の 11 の 2①）。

## 4 認定の基準

認定 NPO 法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定 NPO 法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

（注）上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定 NPO 法人は①を除きます。）、次の欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

## 5 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません（法 47）。

### ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以  
前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者  
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日か  
ら 5 年を経過しない者

ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力  
行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したこと  
により、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日か  
ら 5 年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている、又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人

⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

## 6 認定等の有効期間等

① 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

② 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②、61一）。

## 7 税制上の優遇措置

認定NPO法人及び特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）にかかる税制上の措置とは、次の5つをいいます。

### ① 個人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

#### <所得税>

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法78②、措法41の18の2①②）。



#### (1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

#### 《算式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注）特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

#### (2) 認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

#### 《算式》

$$(\text{認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注）認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定NPO法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

#### 【証明書の添付又は提示等】

(1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）、②その金額及び受領年月日、を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の2③）。

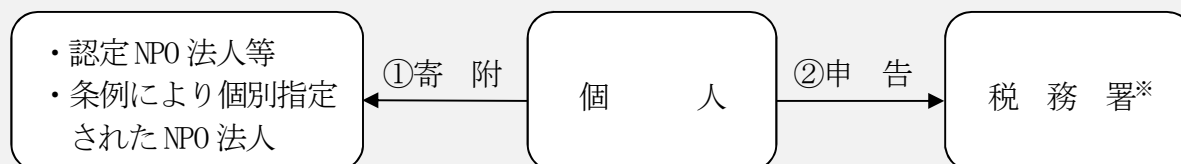
(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定NPO法人等が証した書類（注）（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法41の18の2③、措規19の10の4）。

（注）平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。



## <個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。



### 《算式》

$$(\text{寄附金}^{\text{注1}} - 2\text{千円}) \times 10\%^{\text{注2}} = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6%

(都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

### 【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

## ② 法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法37④、措法66の11の2②）。



### (一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

#### 《算式》

$$\left( \text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\% \right) \times \frac{1}{4}$$

### (特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

#### 《算式》

$$\left( \text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\% \right) \times \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

### (証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法37⑨、措規22の12）。

### ③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2 年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法 70①②⑩）。

#### （寄附財産の非課税）

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

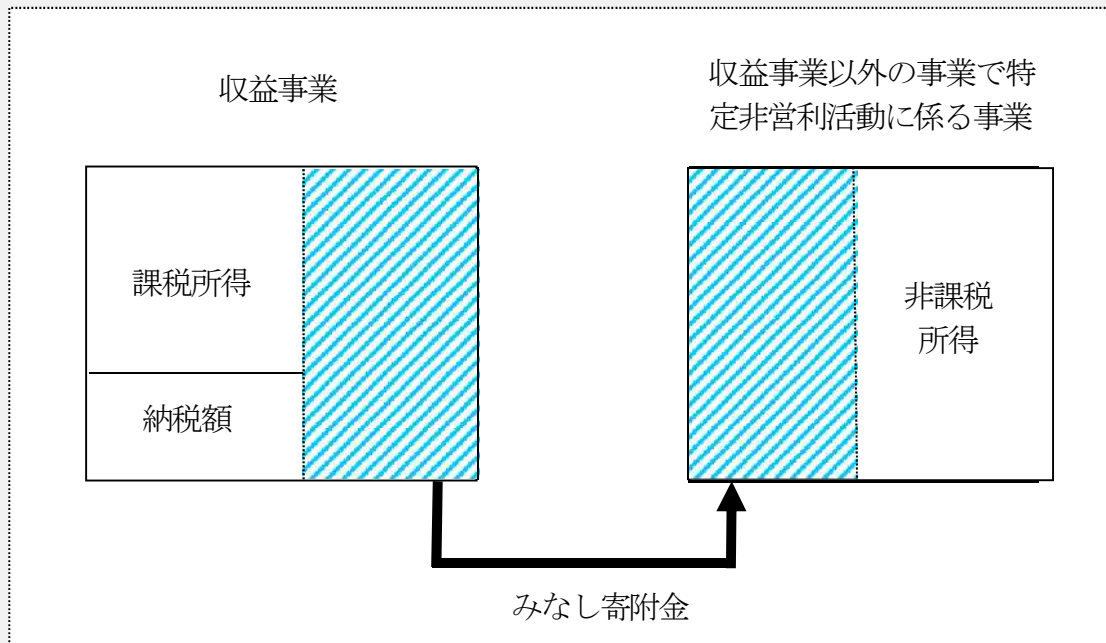
#### （証明書の添付等）

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的、を記載した書類を添付する必要があります（措法 70 ⑤⑩、措規 23 の 5）。

#### ④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定 NPO 法人には適用されません（法人法 37⑤、法人令 73①、法人規 22 の 4、措法 66 の 11 の 2①）。



## ⑤ 認定 NPO 法人等に対する個人からの現物寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全ての NPO 法人が対象となる「一般特例」と、認定 NPO 法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

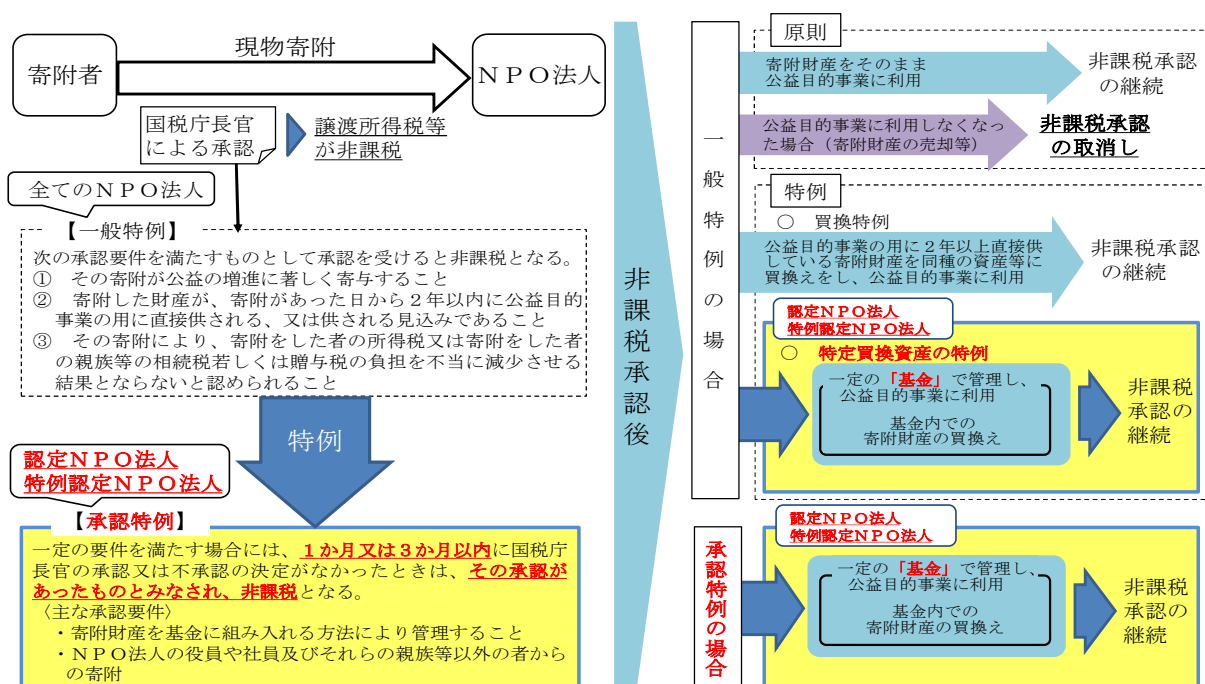
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO 法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換特例」及び「特定買換資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定 NPO 法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定 NPO 法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

〔措法 40、措令 25 の 17、措規 18 の 19、平成 30 年 3 月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号〕

※ 詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



## ○ 税制上の措置の対象となる寄附

### (個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていないNPO法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、6①～③(P4～P7)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

### (個人が認定NPO法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定NPO法人等に課税されることがあります。

### (相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産を、その相続税の申告期限内に認定NPO法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合、又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

## 【参考】

### 1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法 50①②、62）。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（法 78 二～五）。

### 2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法 49①、51⑤、62）。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する NPO 法人について認定等を行ったときは、その認定 NPO 法人等の名称その他一定の事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。）に通知することとされております（法 49③、62、法規 27①）。

### 3 認定の公示

所轄庁は、認定 NPO 法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（法 49②、51⑤、62）。

（公示事項）

- ① 認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 53②、62）。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

### 4 認定等の失効

認定 NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときその認定等の効力を失います（法 57①、61）。

- イ 認定等の有効期間が経過したとき（法 51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）
- ロ 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法 63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法 63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ハ 認定 NPO 法人等が解散したとき
- ニ 特例認定 NPO 法人が認定 NPO 法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定 NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 57②）

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております（法 57③、62）。

### 5 協力依頼

所轄庁は、NPO 法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法 73）。この規定により、所轄庁が認定申請中の NPO 法人や認定 NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

## **II 認定 NPO 法人等の申請手続き**



## II 認定 NPO 法人等の申請手続き

### NPO 法人

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

#### 事前相談(任意)

- ◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
  - 問い合わせ先
 

【岡山県所轄の NPO 法人：岡山県県民生活交通課】	086-226-7247
【岡山市所轄の NPO 法人：岡山市市民協働企画総務課】	086-803-1061
  - 認定を受けるための基準についてはP24～38をご確認ください。

#### 申請書提出

- ◎ NPO法人の所轄庁に、認定（特例認定）申請書を提出してください。
  - 申請手続についてはP13～23をご確認ください。
  - 申請様式については「様式」P61以後をご確認ください。

#### 実態確認等

- ◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります（法73）。
  - 確認させていただく資料（例）についてはP23をご確認ください。

#### —認定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます（法2③、44①）。

#### —特例認定NPO法人—

NPO法人の設立の日から5年を経過しないもので、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます（法2④、58①）。

### 👉 【令和2年改正点】

#### 役員報酬規程等の提出

(P39参照)

- ◎ 認定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です（法55①②、62）。

#### 情報公開

(P42参照)

- ◎ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません（法52④、54④、62）。なお、閲覧させる際は、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法52⑤）。

#### 異動の届出等

(P40参照)

- ◎ 認定NPO法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、52①～③、53①④、62、法規30、31②）。

# 1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請の手続き

## (1) 認定を受けようとする場合

イ 認定NPO法人として、認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～④の書類を作成し、所轄庁に提出してください（法44②）。

(注) 申請書及び添付書類については、P61～P100をご覧ください。

提出書類		様式	部数	参照ページ
①	認定又は特例認定を受けるための申請書	第17号	1	P61～P62
②	実績判定期間内の日を含む、各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの） (注1)	任意	1	P64
③	認定の基準に適合する旨を説明する書類、及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (注2)	任意	2	P65～P99
④	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	P100

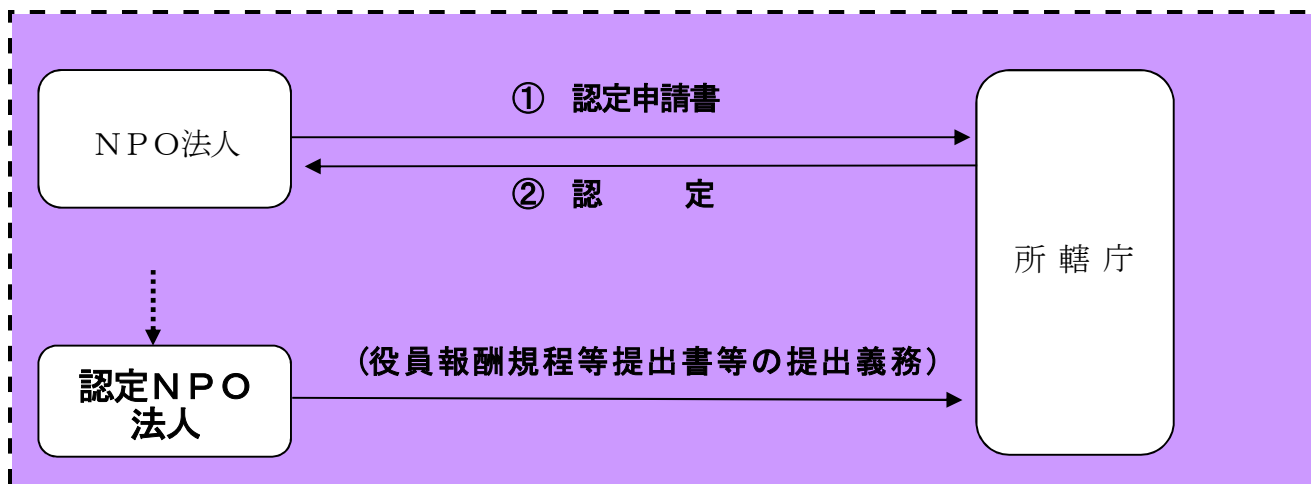
(注1) 「実績判定期間」とは、認定を受けようとするNPO法人の、直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③）。詳しくは、P15～P17の「2 実績判定期間」を参照してください。

(注2) 認定の各基準についてはP24～P36を、欠格事由についてはP37～P38をご覧ください。

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（法45①八）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

(注) 認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（P14の「(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法51②）。



## (2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を作成し、所轄庁に提出してください（法 44②、58②）。

(注) 申請書及び添付書類については P 61～P 100 をご覧ください。

提出書類		様式	部数	参照ページ
①	認定又は特例認定を受けるための申請書	第 17 号	1	P61～P62
②	特例認定の基準に適合する旨を説明する書類、及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注 1）（注 2）	任意	2	P65～P99
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	P100

(注 1) 特例認定の各基準及び欠格事由については「Ⅲ 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準（P S T 基準を除きます。）」（P 24～P 38）をご覧ください。

(注 2) 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、58②）。詳しくは、P 15～P 17 の「2 実績判定期間」を参照してください。

ロ 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次の①～③の基準に、適合する必要があります（法 45①八、59 一～三）。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む、事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して、3 年となります（法 60）。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中、又は有効期間の経過後に、認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法 61①四）。

## (3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の 6 月前から 3 月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を作成し、所轄庁に提出してください（法 51②③⑤）。

添付書類		様式	部数	参照ページ
①	認定の有効期間の更新の申請書	第18号	1	P101～P102
②	認定の基準に適合する旨を説明する書類、及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注1）	任意	2	P65～P99
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	任意	2	P100

（注1）更新に係る認定の基準についてはP24～P36を、欠格事由についてはP37～P38をご覧ください。

（注）申請書及び添付書類については、P101～P104、P65～P99をご覧ください。認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間、事務所に備え置く必要があります（法51⑤、54②一）。

（注）認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。

（注）上記②、③に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

## 2 実績判定期間

実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人、又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

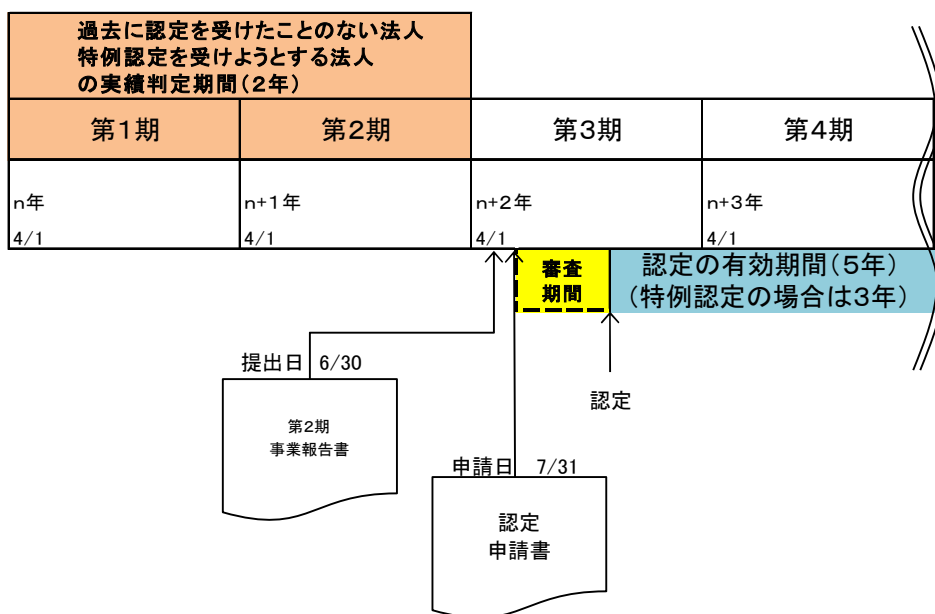
### 【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 法人の事業年度..... 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日..... (n+2)年6月30日
- 申請書を提出した日..... (n+2)年7月31日(第3期)

実績判定期間は、(n)年4月1日(第1期)～(n+2)年3月31日(第2期)

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が、申請を行う場合の実績判定期間は、「(n)年4月1日(第1期)から(n+2)年3月31日(第2期)」までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



### 【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールは、おおむね次のとおり。

- 法人の事業年度..... 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日..... (n+2)年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日..... (n+3)年3月16日
- 認定の有効期間..... (n+3)年8月1日～(n+8)年7月31日
- 更新の申請期間..... (n+8)年1月31日～(n+8)年4月30日
- 更新の申請書の提出日..... ケースA又はケースBのとおり

### 【ケースA】更新申請期間中の「(n+8)年1月31日～(n+8)年3月31日」に更新の申請書を提出する場合

この場合の実績判定期間は、

(n+2)年4月1日(第3期)～(n+7)年3月31日(第7期)

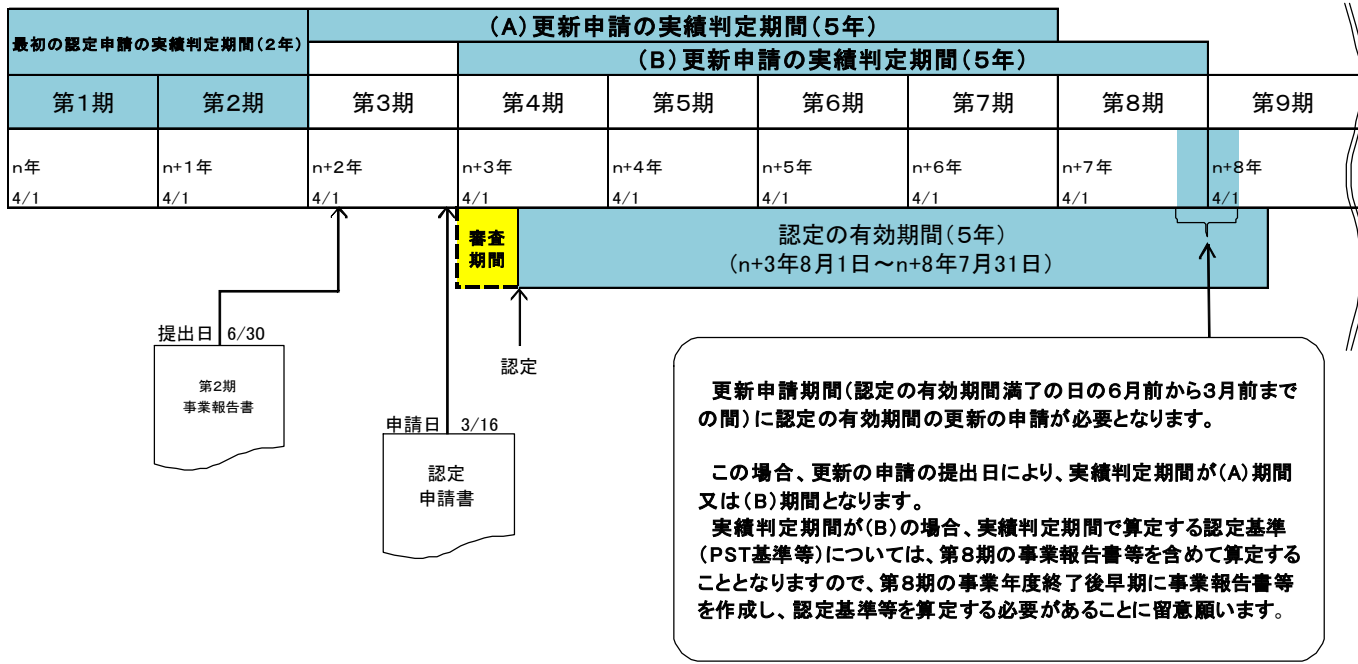
更新申請期間中の「(n+8)年1月31日～(n+8)年3月31日」の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、「(n+2)年4月1日(第3期)～(n+7)年3月31日(第7期)」となります。この場合の実績判定期間で算定する認定基準(PST基準等)については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

### 【ケースB】更新申請期間中の「(n+8)年4月1日～(n+8)年4月30日」に更新の申請書を提出する場合

この場合の実績判定期間は、

(n+3)年4月1日(第4期)～(n+8)年3月31日(第8期)

更新申請期間中の「(n+8)年4月1日～(n+8)年4月30日」に更新の申請書を提出する場合、実績判定期間は、「(n+3)年4月1日(第4期)～(n+8)年3月31日(第8期)」となります。この場合の実績判定期間で算定する認定基準(PST基準等)については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後、早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



**【具体例3】**

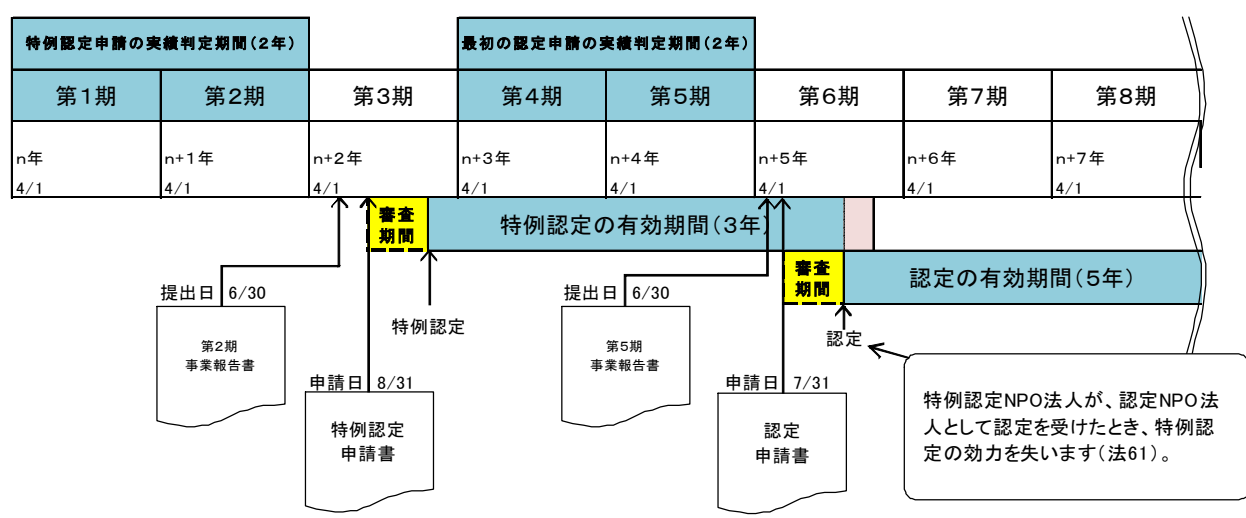
特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールは、おおむね次のとおり。

- 法人の事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : (n+2)年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : (n+2)年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : (n)年4月1日(第1期)～(n+2)年3月31日(第2期)
- 特例認定の有効期間 : (n+2)年12月16日～(n+5)年11月15日
- 認定申請書の提出日 : (n+5)年7月31日

この場合の実績判定期間は、

(n+3)年4月1日(第4期)～(n+5)年3月31日(第5期)

- 認定の有効期間 : (n+5)年11月16日～(n+10)年11月15日



### 3 認定等の基準の概要

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法 44①、45)。

また、特例認定 NPO 法人として特例認定を受けるためには、NPO 法人として新たに設立されたものうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法 45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については P 24 以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリック・サポート・テスト (PST) について	<p>広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p><b>1 相対値基準</b></p> <p><b>イ 原則</b> 実績判定期間における</p> $\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、P 2 5 ~ P 2 7を参照してください。</p> <p><b>ロ 小規模法人の特例</b> 実績判定期間における</p> $\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{への金額}}{\text{総収入金額} - \text{二の金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。</p> <p>(注2) 小規模法人の定義、二、ホ、への金額については、P 2 4 及びP 2 7~P 2 8を参照してください。</p> <p>※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、P 2 9~P 3 0を参照してください。</p> <p><b>2 絶対値基準</b></p> <p>実績判定期間内の、各事業年度中の寄附金の額の総額が <b>3,000 円以上</b> (ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上) である寄附者の数の合計数が、<b>年平均 100 人以上</b>であること。</p> <p>(注1) 氏名又は名称及び住所が、明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて、一人として数えます。</p> <p>(注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p> <p>(注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成 28 年法律第 101 号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。</p>



	<p><b>3 条例個別指定基準</b></p> <p>都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として、条例により個別に指定した NPO 法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。）については、パブリックサポートテスト基準を満たしているものとして取り扱われます。</p>
(2) 活動の対象について	<p><b>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</b></p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動  ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動  ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動  ニ 特定の者の意に反した活動</p> <p>※ (1) 3 の都道府県又は市区町村が、条例により個別に指定した NPO 法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。</p>
(3) 運営組織及び経理について	<p><b>次のいずれの基準にも適合していること。</b></p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① <math>\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}</math></p> <p>② <math>\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}</math></p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。  ハ 会計について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第 53 条～第 59 条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。  ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p>
(4) 事業活動について	<p><b>次のいずれの基準にも適合していること。</b></p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動  ② 政治活動  ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p>

	<p>ハ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費</span> <math>\div</math> 総事業費 <math>\geq</math> 80%</p> <p>ニ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実績判定期間における 受け入れ寄付金総額のうち 特定非営利活動に係る事業費 に充てた額</span> <math>\div</math> 受入寄付金総額 <math>\geq</math> 70%</p>
(5) 情報公開について	<p><b>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</b></p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄付金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>③ 助成の実績を記載した書類</p>
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無について	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
(10) 設立の日からの経過期間について	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること。

認定NPO法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく、認定時又は特例認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）  
(法 45①九)。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67②）。

#### 4 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、認定又は特例認定を受けることができません（法47、62）。

次表は、各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細についてはP37～P38をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	<p>NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO 法人又は当該特例認定NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</li> <li>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>4 暴力団の構成員等</li> </ol>
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない	<p>認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。</p>
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	<p>NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。</p>
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	<p>国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO 法人は、欠格事由に該当します。</p>
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	<p>国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO 法人は、欠格事由に該当します。</p>
(6) 次のいずれかに該当する	<p>NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団</li> <li>2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある</li> </ol>

**【参考】 認定・特例認定申請にあたって確認させていただく資料（例）**

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、次の書類を提示（又は提出）していただくことがあります。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例) ・ 事業費と管理費の区分基準 ・ 役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

### **Ⅲ 認定 NPO 法人としての 認定を受けるための基準**

## Ⅲ 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準

### 1 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、次の(1)～(8)の認定基準に適合する必要があります(法 45①、法令 1～5)。

#### (1) パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準

パブリックサポートテスト基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

##### ① 《相 対 値 基 準》

実績判定期間における、経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が、5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国 の 補 助 金 等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	<b>《算式1》</b> 原則 (P25～P27参照)	<b>《算式2》</b> 小規模法人の特例 (P27～P28参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	<b>《算式3》</b> 国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用なし) (P29参照)	<b>《算式4》</b> 国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用あり) (P29～P30参照)

##### 《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が **800万円未満**で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者(役員又は社員を除きます。)の数が **50人以上**である法人に限られます(法 45②、法令 3)。

##### 【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50\text{人}$$

3,000円以上である寄附者(役員、社員除く)の数

## ② 《絶対値基準》 《算式5》

実績判定期間内の、各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（P30参照）。

（注1）寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

$$\frac{\text{【算式】 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

## ③ 《条例個別指定基準》

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

## 《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

$$\text{総収入金額}^{(注1)} - \boxed{\text{イの金額}}$$

【寄附金等収入金額とは？】

$$\text{受入寄附金総額} - \boxed{\text{ロの金額}} + \boxed{\text{ハの金額}}$$

（解説）

実績判定期間における、経常収入金額（総収入金額<sup>(注1)</sup>からイの金額を控除した金額）のうちに寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあつては、それにハの金額を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（法45①一イ、法令1）。

（注1）総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。

ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

**イの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法規5）

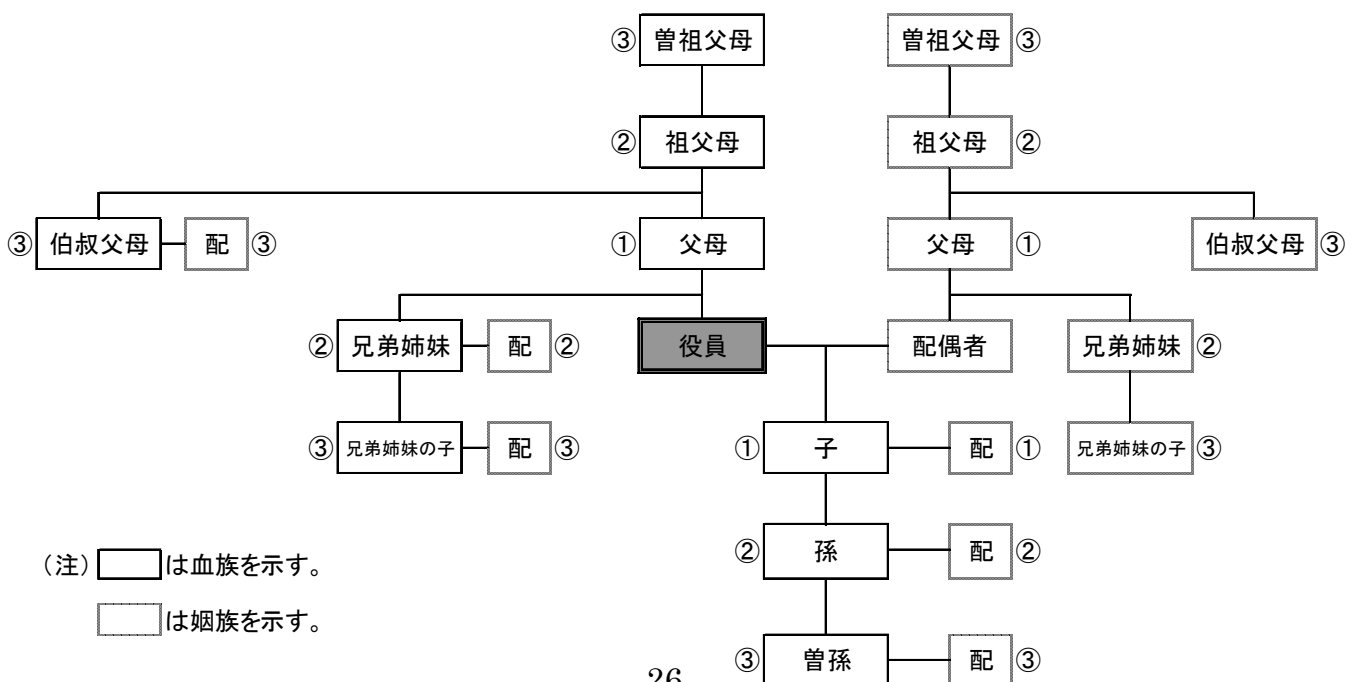
- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

（注2）役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規4ニ・16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

### 《3親等以内の親族図》





ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法 45①一イ(2)、法規 6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち、一者当たり基準限度超過額<sup>(注4)</sup>に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

（注3）役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記「特殊の関係」については、イの金額（注2）をご覧ください。

（注4）「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）。

（注5）「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法 45①一イ、法規7）。

ハの金額（法 45①一イ(3)、法規 4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（P 3 1 参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－ロの金額を限度とします。）

（注6）ハの金額をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4）。

（イ）社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ）社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、イの金額（注2）と同様です。）の数が20人以上であること。

（注7）上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（P 3 1(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

## 《算式 2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（P 2 4 参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

(解説)

実績判定期間における総収入金額から「**ニの金額**」を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から「**ホの金額**」を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに「**ヘの金額**」を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法令5②）。

「**ニの金額**」 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法令5②一、法規5、25②）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金

（注8）ここに掲げるものは、《算式1》の「**イの金額**」の①～⑤及び⑧と同一です。

「**ホの金額**」（法45①一イ(2)、法令5②二、法規6、7一四、25③）

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金

（注9）これは《算式1》の「**ロの金額**」の①及び④と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注10）「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注4）をご参照ください。

「**ヘの金額**」（法令5②、法規4、25①）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（P31参照）を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－「**ホの金額**」を限度とします。）

（注11）これは《算式1》の「**ハの金額**」と同一です（注6、注7をご覧ください）。

（注12）「**ヘの金額**」をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4、25①）。

（イ）社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ）社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が**20人以上**であること。

（注13）共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（P31(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額となります。

《算式 3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

（解説）

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令5①）。

ただし、分子に算入する国の補助金等の額「チの金額」は、受入寄附金総額から「ロの金額」（P27参照）を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の額の全額「トの金額」を算入します。）。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》（P25）を参照してください。

トの金額（法令5①）

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（法令5①）

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から「ロの金額」（P27参照）を控除した金額

《算式 4》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり））

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{への金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

（解説）

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で、国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令5③）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額「リの金額」は、受入寄附金総額から「ホの金額」を控除した金額が限度となります。（分母には、国の補助金等の全額「トの金額」を算入します。）。

上記算式のうち、「ニの金額」、「ホの金額」及び「への金額」については、P28を参照してください。

トの金額 (法令5③)

国の補助金等の全額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額 (法令5③)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から ホの金額 を控除した金額

### 《算式 5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受} \\ \text{け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関} \\ \text{係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。  
2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。  
3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。  
4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること(法45①一ロ、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数(※)が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

### 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

- (注) 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。  
2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです(当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に

限ります。) (法 45①一ハ、地方税法 37 の 2①四、314 の 7①四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

## (2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等  
が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が**50%未満**であること (法 45①二)。

(注) 上記の割合は、その NPO 法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により、その事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます (法規 10)。

イ 会員又はこれに類する者<sup>(註1)</sup> (NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者<sup>(註2)</sup>を除きます。以下「会員等」といいます。) に対する資産の譲渡、若しくは貸付け、又は役務の提供 (以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他、その対象が会員等である活動 (資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のもの<sup>(註3)</sup>を除きます。)

(注 1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます (法規 11)。

- ① 当該申請に係る NPO 法人から、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO 法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、その NPO 法人から、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- ② 当該申請に係る NPO 法人の役員

(注 2) NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO 法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の NPO 法人の活動に関係しない者をいいます (法規 12)。

(注 3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます (法規 13)。

- ① その NPO 法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね 10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額 (②において「付随費用の実費相当額」といいます。) 以下のものを会員等から得て行うもの
- ② その NPO 法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第 4 条第 1 項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がその NPO 法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- ③ 法別表第 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表第 19 号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動 (公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定 NPO 法人である会員等が参加しているもの) に限り

ます。)に対する助成

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ(注3)③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

(注1) 特定の地域とは、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規15）。

(注2) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

### (3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$	
かつ	
$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$	

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合

② 役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）



の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

(注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます(法規17)。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます(法規19)。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(法規20)。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと(法規21)

#### (4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（法45①四）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16、22）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（法規23）。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員を選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます（法規24）。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。



## (コラム) 特定資産について

- ・ NPO 法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・ 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。
- ・ 実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(P89 参照)に記載して下さい。
- ・ この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

## (5) 情報公開に関する基準

### 次に掲げる書類を閲覧させること

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細、その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項、その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- ④ 内閣府令で定める書類
- ⑤ 助成の実績を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその事務所において閲覧させること(法45①五)。

### 【令和2年改正点】

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法44②二)
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法44②三)
- ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法54②二)
- (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項、その他内閣府令で定める事項を記載した書類<sup>(注)</sup>(法54②三)

(注)「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます(法規32①)。

- 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

- 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
    - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
    - ロ 役員等との取引
  - 4 寄附者（当該認定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
  - 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
    - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
    - ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
- (3) 内閣府令で定める書類<sup>(註)</sup>（法 54②四）

(注)「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規 32②）

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

- ④ 助成の実績を記載した書類（法 54③）

## (6) 事業報告書等の提出に関する基準

**各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること**

(解説)

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法 45①六）。

## (7) 不正行為等に関する基準

**法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと**

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法 45①七）。

## (8) 設立後の経過期間に関する基準

**認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。**

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法 45①八）。

## 2 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)～(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります (法 59)。

### (9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること (法 59①二)

(解説)

申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること (法 59 二)。

### (10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと (法 59①三)

## 3 欠格事由

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、認定又は特例認定を受けることができません。(法 47、62)

### 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと (法 47)

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から 5 年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、認定、特例認定（以下「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法47）。

イ NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定NPO法人が認定を取り消された場合、又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に、当該認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup>

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

## **IV 認定 NPO 法人の管理・運営等**

## IV 認定 NPO 法人の管理・運営等

### 1 認定 NPO 法人等の報告義務

#### 1 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、下表①～⑨に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、55①、62、法規 32）。

（注）すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29）。

（注）2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません（法 55①、62）。

○所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

#### 【令和2年改正点】

提出書類		様式	部数	参照ページ
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	第 22 号	1	P105～ P106
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 （内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	任 意	2	
③	収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前 事 業 年 度 の 収 益 の 明 細 な ど	2	P107 、 P112
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 <sup>（注1）</sup> との取引			
⑤	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 <sup>（注2）</sup> ）で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り、その氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類			
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項			
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日			
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類			

⑨	<p>「Ⅱ.3 認定等の基準の概要(P18～P21)」の(3) (ロの部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類 (特例認定の場合も同じです。)</p> <p>※認定基準等チェック表 (第3表、第4表 (初葉)、第5表、第7表)、欠格事由チェック表</p>				
---	---	--	--	--	--

(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、114ページを御参照ください。

## 2 助成金の報告

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません (法 54③、55②、62)。

### ○助成金の報告

提出書類	提出の時期	様式	部数	参照ページ
助成金の支給を行った場合の実績の提出書	支給後遅滞なく	第23号	1	P115

## 3 認定 NPO 法人の会計処理

認定 NPO 法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について、高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定 NPO 法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。認定 NPO 法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ◆ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法
- ◆ 使途等が制約された寄附金等 (対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む) の内容、使用状況
- ◆ 事業費と管理費の按分方法
- ◆ 会費の計上方法
- ◆ 現物寄附の評価方法
- ◆ 関連当事者間取引

## 4 認定 NPO 法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取り扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける (受けている) 場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の、実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

## 5 その他の報告

認定 NPO 法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に

掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
①	<p>所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合 (法 49④、法 51⑤、法 62)</p> <p>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。</p>	<p>①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書</p> <p>※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です(法 51⑤)。</p>	<p>所轄庁<u>以外</u>の関係知事</p>
②	<p>役員の変更等をした場合 (法 52①、法 62、法 23)</p>	<p>①役員の変更等届出書(様式第 4 号) ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第 20 条(役員の欠格事由)に該当しないこと及び法第 21 条(役員の親族等の排除)に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの</p>	<p>所轄庁(二以上の都道府県に事務所を設置する法人は所轄庁及び所轄庁以外)</p>
③	<p>定款を変更した場合(所轄庁の認証が必要な場合を除きます。) (法 52①、法 62、法 25⑥)</p>	<p>①定款変更届出書(様式第 6 号) ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④その他所轄庁及び所轄庁以外</p>	<p>関係知事の条例で定める事項</p>
④	<p>定款の変更に係る登記をした場合 (法 52①、法 62、法 25⑦)</p>	<p>①定款の変更の登記完了提出書(様式第 7 号) ②登記をしたことを証する登記事項証明書</p>	
⑤	<p>定款の変更の認証を受けた場合 (法 52②、法 62、法 25③④)</p> <p>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。</p>	<p>①認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書 ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④その他所轄庁以外</p>	<p>関係知事の条例で定める事項</p>
⑥	<p>認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証</p>	<p>①定款の変更の認証を受けなければならない事項(法 25③)に係る定款変更認証申請書</p>	<p>変更前の所轄庁を経由して</p>



	を受けなければならない事項 の申請をする場合 (法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)	(様式第 5 号) ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。) ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと(法 2②二)及び暴力団等に該当しないものであること(法 12①三)を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	変更後の所轄庁へ提出
⑦	認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合 (法 53①、法 62)	①認定又は特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書(様式第 19 号) ②変更後の役員名簿	所轄庁
⑧	認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合 (法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書(認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号)	所轄庁以外の関係知事

## 2 認定 NPO 法人等の情報公開

### 1 認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています(P 4 3～4 4の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照)(法 52④、54④、法 62)。

#### ① 事業報告書等

- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ 上記⑦のほか、法規32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

 **【令和2年改正点】**

(注) ①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(法52⑤)。

《参考》

認定NPO法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています(法54①②、法62)。

書 類 名	備え置き期間	
	認定NPO法人	特例認定NPO法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法54①)	認定の日から 起算して5年間	特例認定の日から 起算して3年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法54①)		
前事業年度の寄附者名簿(法54②一)	作成の日から 起算して5年間	作成の日から 起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法54②二)	作成の日から起算 して5年が経過し た日を含む事業年 度の末日までの間	翌々事業年度の末 日までの間
前事業年度の収益の明細など(法54②三)		
「Ⅱ.3 認定等の基準の概要(P18～P21)」の(3)(ロに係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法54②四、法規32②)		
「助成金の支給の実績」を記載した書類(法54③)	作成の日から起算 して5年が経過し た日を含む事業年 度の末日までの間	作成の日から特例 認定の有効期間の 満了の日までの間

**2 所轄庁の情報公開(閲覧・謄写)**

所轄庁は、認定NPO法人等から提出を受けた上記1の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法30、56、62)。

**【認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧】**

認定NPO法人等及び所轄庁において閲覧(所轄庁においては謄写も可能です。)対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

👉 **【令和2年改正点】**

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等 (注1)	事業報告書	○	○
	計算書類 (活動計算書、貸借対照表)		
	財産目録		
	年間役員名簿 (各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)		
	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
役員名簿 (注1)	(注2)	(注2)	
定款等 (定款、認証及び登記に関する書類の写し)			
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	○
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○	×
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順位その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○	○
	寄附者 (当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	○
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (ロに係る部分を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○	○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	○
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○	○
	II. 3 「認定等の基準の概要(P18~P21)」の(3) (ロに係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○	○
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○	○	
寄附者名簿	×	×	
認定 (特例認定) 申請書	×	×	
認定 (特例認定) 申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×	×	

(注1) 認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければなりません (令和2年改正法30、52⑤)。

(注2) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注3) 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間

(注4) 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

### 3 認定NPO法人等に対する監督等

#### 1 認定NPO法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

- ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人等の役員等に提示させるものとされています(法64③)。
- ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法64④)。
- ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人等の役員等に対し上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法64⑤)。
- ④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法64⑥)。
- ⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法64⑦、41③④)。

#### 2 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁は、認定NPO法人等について、次頁4ロ①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法65①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等について、次頁4ロ①(Ⅱ.3「認定等の基準の概要」は除きます。)から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改

善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65②)。

ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法 65④)。

ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています(法 65⑤)。

ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています(法 65③⑥)。

ヘ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 65⑦)。

欠格事由の概要 (P21 参照) の(1) 4及び(6)の事由	警視総監又は道府県警察本部長
欠格事由の概要 (P21 参照) の(4)及び(5)の事由	国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

### 3 その他の事業の停止

イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。

ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 66②、65⑤⑥)。

### 4 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を取り消さなければなりません(法 67①③)。

- ① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由についてはP37～P38を参照願います。）のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記2ハの命令又は3イのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。

- ① 「II.3 認定等の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7) (P18～P21参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「2 認定 NPO 法人等の情報公開」(P42～P45参照)に違反して書類を閲覧させないとき
- ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき

ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

- ① 上記４イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定NPO法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法67④、43③)。
- ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定NPO法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法67④、43④)。
- ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていたNPO法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法67④、49①②)。
- ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法67④、65⑦)

欠格事由の概要 (P22 参照) の(1) 4及び(6)の事由	警視総監又は道府県警察本部長
欠格事由の概要 (P22 参照) の(4) 及び(5)の事由	国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

#### 《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額<sup>(注)</sup>のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業(法人税法第2条第13号の収益事業を言います。(注)に同じです。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法66の11の2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するものために支出した金額をいいます(P7参照)。

## 5 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

### イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法77)。

### ロ 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます(法78、79)。

- ① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であつて、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法50①、62、78二、四)
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法50②、62、78三、五)
- ③ 正当な理由がないのに、上記2ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(法65④、78六)

- ④ 正当な理由がないのに、上記**3**イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法66①、78七）

#### ハ 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法80）。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法52①、53①）、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定（法54①②③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（「認定NPO法人等の情報公開（閲覧）〈参考〉（P43～45）」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法49④、53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法52②）、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法55①②）に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類（「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」P39～P40を参照してください）及び「その他の報告」（P40～P42参照）①、④、⑤、⑧の書類の提出を怠ったとき（法80五）
- ④ 上記**1**イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法80十）

## 4 認定 NPO 法人等の合併

### 1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法 34)。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内<sup>(注)</sup>に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法 35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続が終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令 8)。

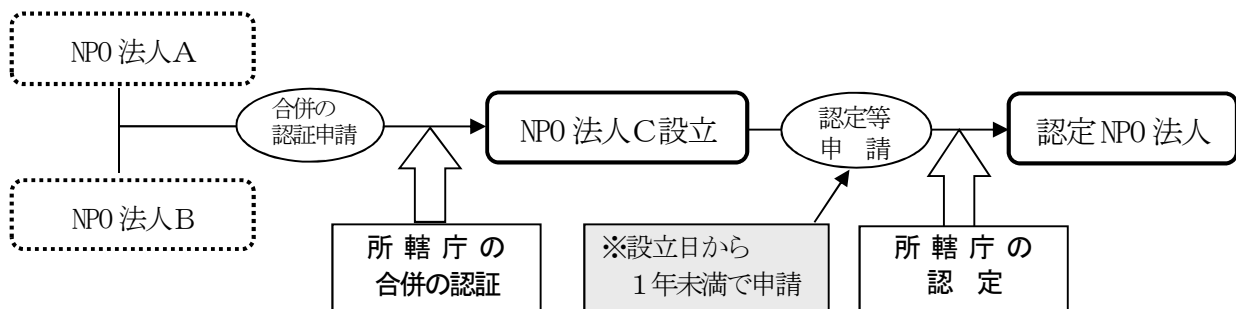
(注)「一定の期間内」の期間は、2 カ月を下回ってはなりません。

### 2 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立された NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において、合併後 1 年を超える期間を経過していないものが、認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

#### (1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が、合併によって設立された NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において、合併後 1 年を超える期間を経過していないもの(以下「合併新設法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。



## イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりです（法 46、令 6 ③）。

(イ) 実績判定期間の終了日

①	合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき	その最初の事業年度の末日
②	合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき	設立の日の前日

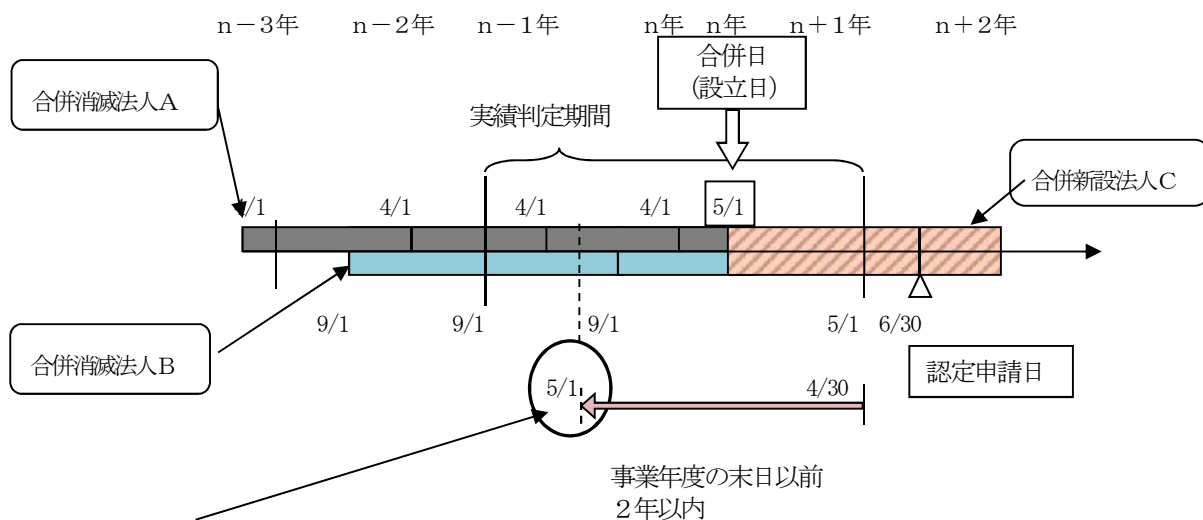
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ (イ) ①又は②の日、以前5年（過去に認定を受けたことのない NPO 法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した、合併によって消滅した各 NPO 法人（以下「合併消滅法人」といいます。）の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法 59、令 8 ④）。

### (設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人(①)が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、  
 ② n年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、  
 (注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。  
 ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる  
 ⇒実績判定期間  
 「n-2年9月1日～ n+1年4月30日」

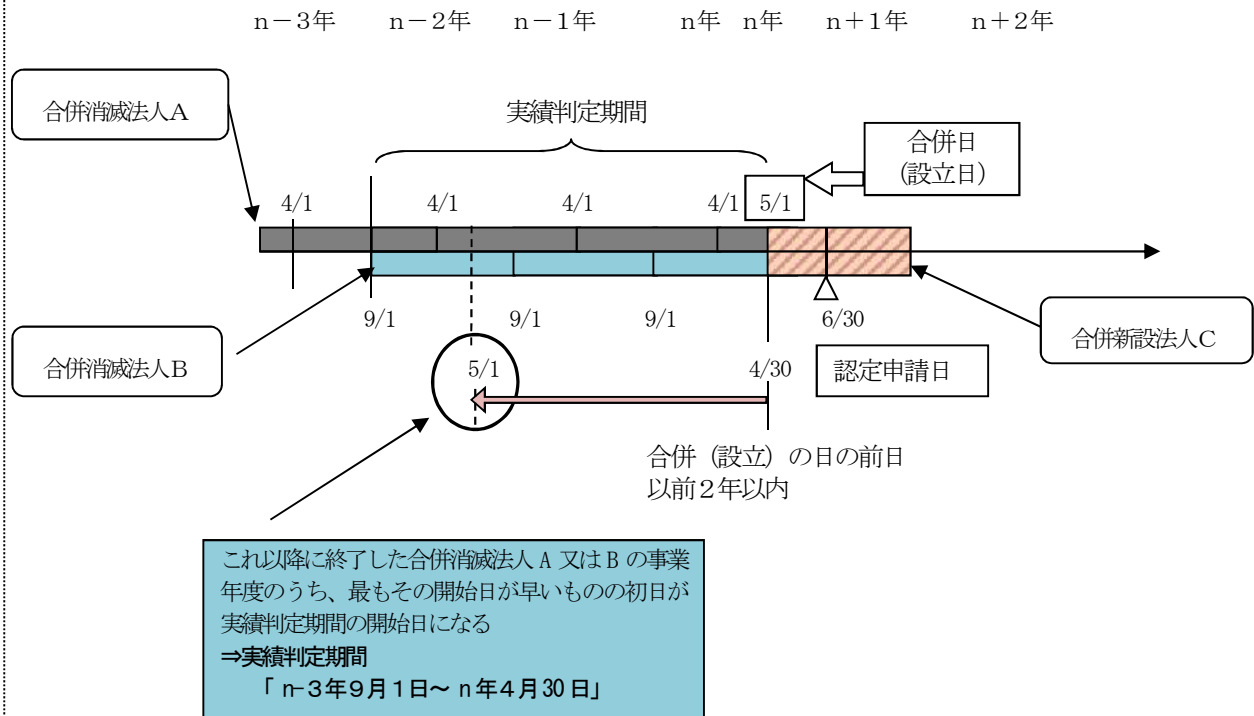
#### 《ポイント》

この例の場合、申請書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日（n+1年5月1日）においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。

なお、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

**(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人②) が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)**

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6③))

通常の申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申請書を提出しようとする日の前日において、<u>設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日</u>。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した<u>合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう</u>(法44③)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>その設立の日以後1年を超える期間が経過していること</u>(法45①八)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること</u>(法45①八)。</p>

## ロ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法46、法令5②、6②③）

申請をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1）各基準の詳細は、「Ⅲ 認定NPO法人としての認定を受けるための基準」（P24～P38）を参照してください。

（注2）特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

### 《ポイント》

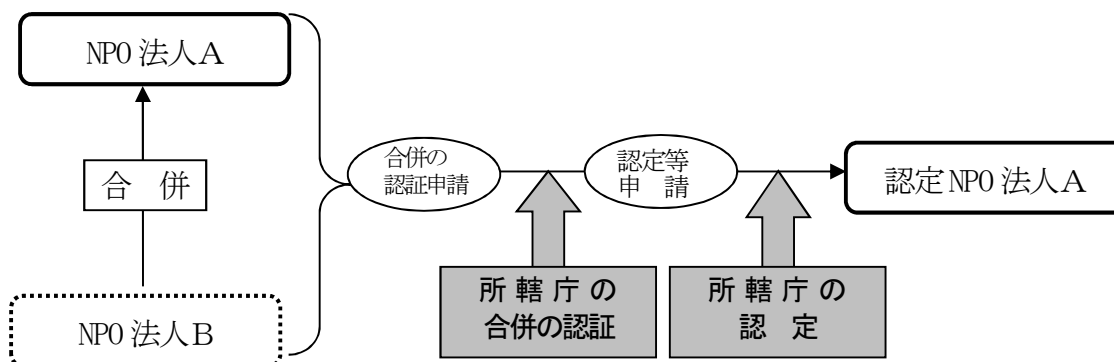
認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度

だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

## （２） 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

## イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、法令6①）。

### （イ） 実績判定期間の終了日

①	合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき	その最初の事業年度の末日
②	合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき	合併の日の前日

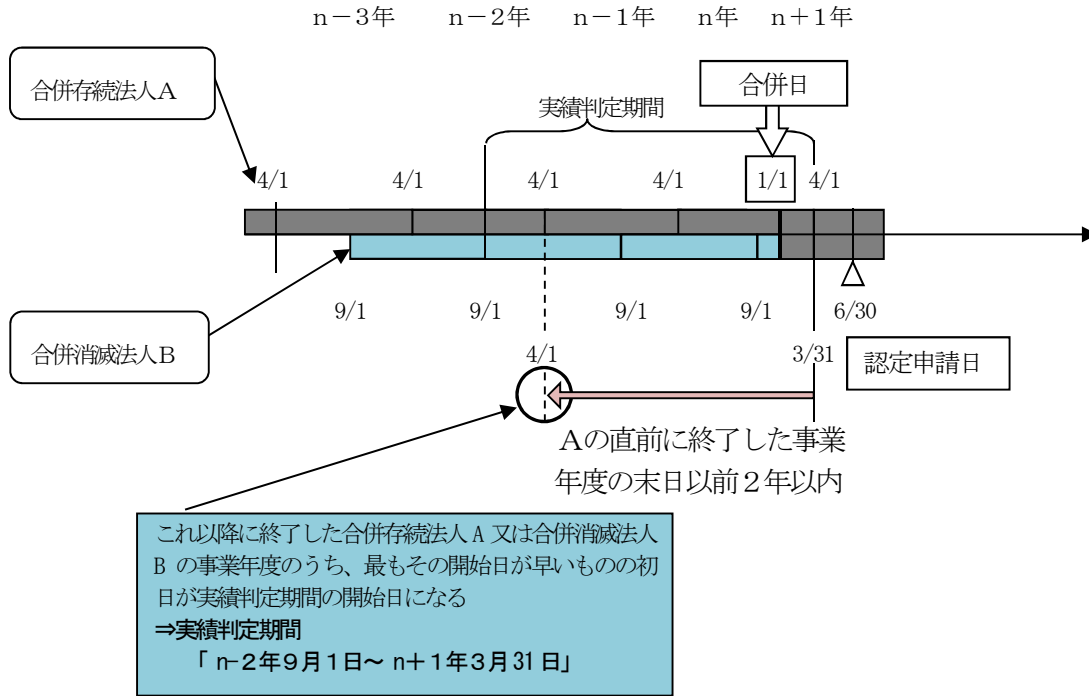
### （ロ） 実績判定期間の開始日

上記イ（イ）①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した、合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

（注）特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、法令8）。

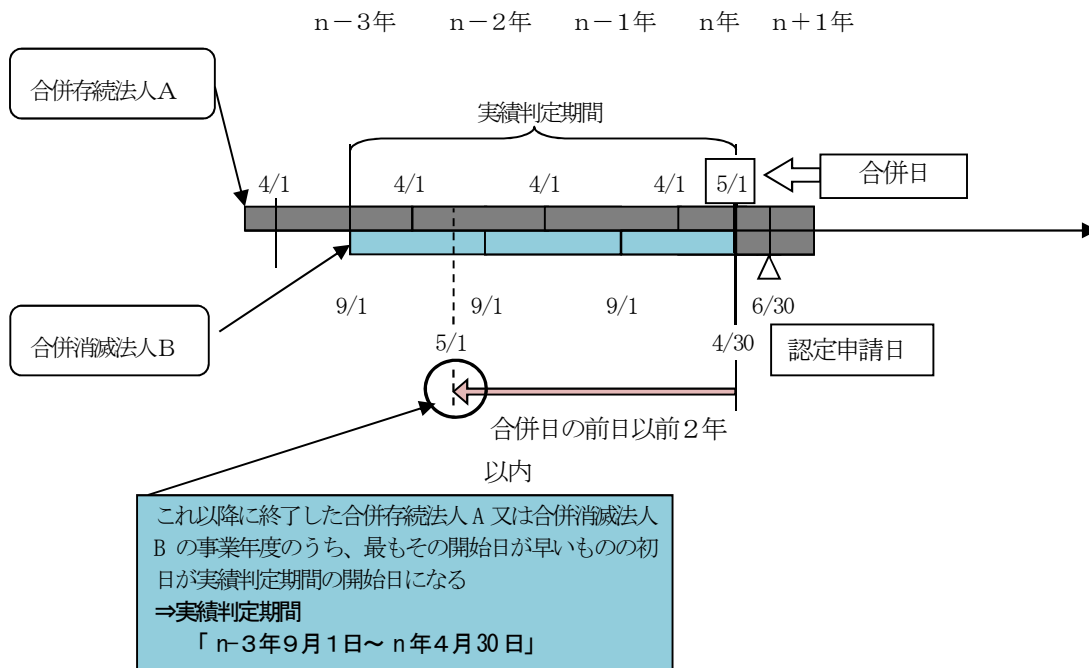
**(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人(①)が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)**

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



**(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人(②)が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)**

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6①))

通常申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>

**ロ 法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定 (法46、法令5②、6①②)**

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準(一号基準)		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準(二号基準)		
運営組織及び経理に関する規準(三号基準)		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準 (四号基準) 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	

基準 (五号基準) 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人(実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限り)のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準(六号基準)		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準(七号基準)		

また、設立後の経過期間に関する基準(八号基準)は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

(注1) 各基準の詳細は、「Ⅲ 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準」(P 24~P 38)を参照してください。

(注2) 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号口の基準の適用はありません。

#### 《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります(法45①九)。

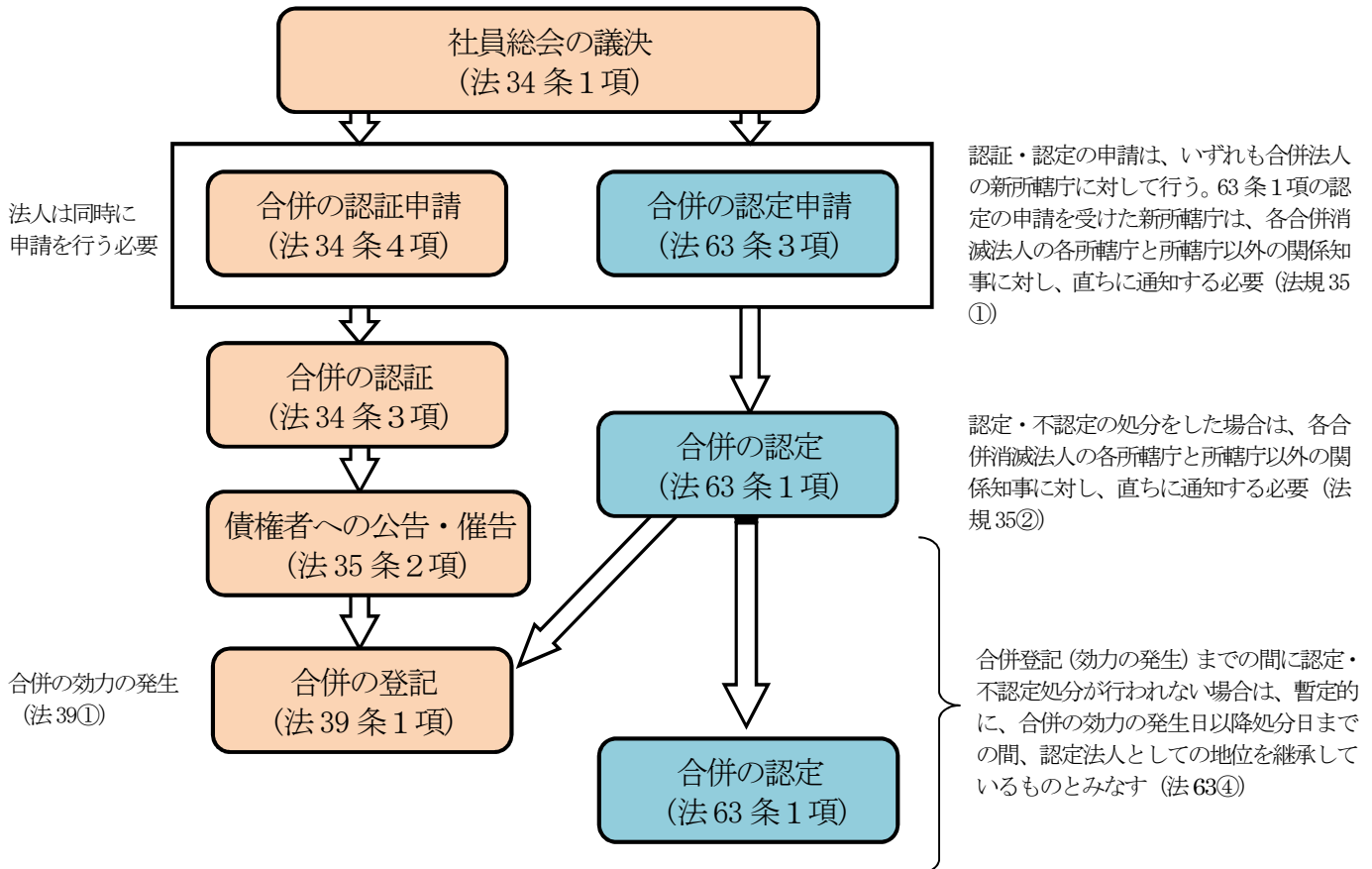


### (3) 認定 NPO 法人等の合併

#### イ 認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定 NPO 法人としての地位を承継します(法 63①)。

○ 申請から認定手続



#### ロ 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人 (認定 NPO 法人を除きます。) と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定 NPO 法人としての地位を承継します(法 63②)。

#### ハ 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません (法 63③)。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人は、その処分がされるまでの間は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人としての地位を承継しているものとみなされます(法 63④)。



## 二 実績判定期間及び認定基準

合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人が、上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりです。

### (イ) 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります（法 63⑤、法令 9 ①②）。

#### ①実績判定期間の終了日

合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人（合併によって NPO 法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各 NPO 法人。以下同じです。）の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

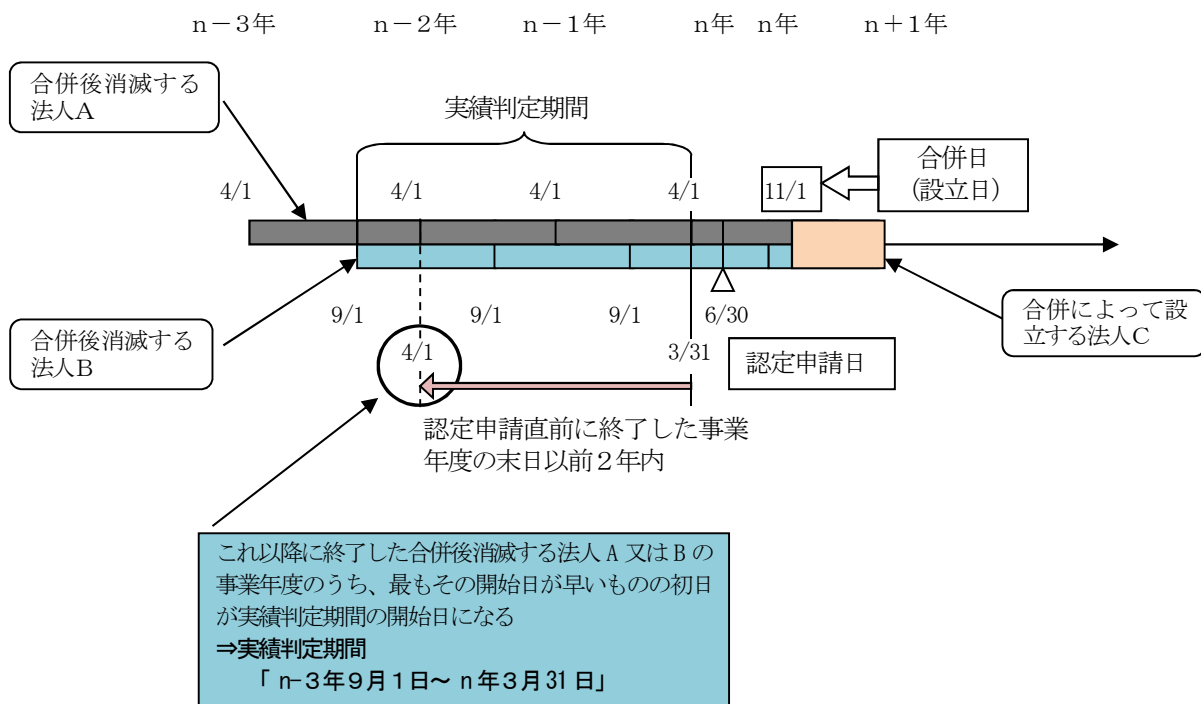
#### ②実績判定期間の開始日

上記①の日、以前 2 年以内に終了した合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定 NPO 法人が、特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人であって特例認定 NPO 法人でないものが、その設立の日のうち最も早い日から 5 年を経過していないこと、及び過去に認定又は特例認定を受けたことがないことが特例認定の基準となります（法 59、法令 9 ①②）。

### (合併によって設立される NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

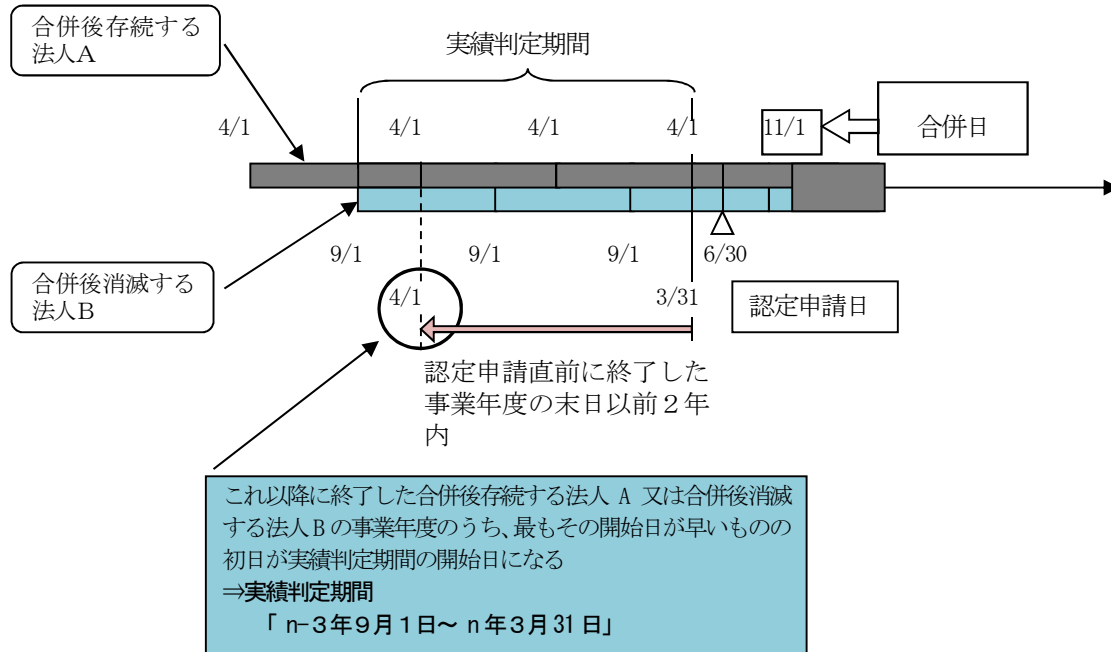
- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



**(合併後存続する NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)**

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合

n-4年      n-3年      n-2年      n-1年      n年    n年      n+1年



(参考:各規定の読替え (法令9①))

通常の申請時	読替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう (法44③)。</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう (法44③)。</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること (法45①八)。</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であつて認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること (法45①八)。</p>

(ロ) 認定基準への適合の判定 (法 63、法令 9③⑤)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準		判定方法
パブリックサポートテスト (PST) に関する基準 (一号基準)		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準 (二号基準)		
運営組織及び経理に関する基準 (三号基準)		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
基準 (四号基準) 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準 (五号基準) 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人 (実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限り) のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準 (六号基準)		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準 (七号基準)		
設立後の経過期間に関する基準 (八号基準)		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人であって認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でないものの設立の日以後 1 年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

(注 1) 各基準の詳細は、「Ⅲ 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準 (P 24～P 38)」を参照してください。

(注 2) 現に特例認定法人である法人については、法 59 条 2 号 (設立後 5 年以内である) 及び 3 号 (過去に認定を受けたことがない) の基準は適用対象になりません (法 63⑤、法令 9②)。

## V 様式集

## 認定 NPO 法人関係 申請等様式（様式例）並びに記載上の注意事項等

### 【認定・特例認定の申請をする場合】

◆ 様式第17号「認定又は特例認定を受けるための申請書」	61
様式第17号「認定又は特例認定を受けるための申請書」記載上の注意事項	62
◆ 認定又は特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）	63
◆ 寄附者名簿	64
◆ 認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	65
「認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）」記載要領	66
◆ 認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	67
「認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）」記載要領	68
◆ 受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・原則用）	69
「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・原則用）」記載要領	70
◆ 受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）	71
「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」記載要領	72
受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）	73
◆ 社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2（相対基準用）	74
「社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2（相対基準用）」記載要領	75
◆ 認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	76
「認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）」記載要領	77
◆ 認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）	78
◆ 認定基準等チェック表（第2表）	79
「認定基準等チェック表（第2表）」記載要領	80
◆ 認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	81
「認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）」記載要領	82
◆ 認定基準等チェック表（第3表）（初葉）	83
認定基準等チェック表（第3表）（次葉）	84
「認定基準等チェック表（第3表）」記載要領	84
◆ 役員の状況 第3表付表1	85
「役員の状況 第3表付表1」 記載要領	86
◆ 帳簿組織の状況 第3表付表2	87
◆ 認定基準等チェック表（第4表）（初葉）	88
認定基準等チェック表（第4表）（次葉）	89
「認定基準等チェック表（第4表）」記載要領	90
◆ 役員等に対する報酬等の状況 第4表付表1	91

◆ 役員等に対する資産の譲渡等の状況等 第4表付表2（初葉）	92
役員等に対する資産の譲渡等の状況等 第4表付表2（次葉）	93
◆ 認定基準等チェック表（第5表）	94
「認定基準等チェック表（第5表）」記載要領	95
◆ 認定基準等チェック表（第6、7、8表）	96
「認定基準等チェック表（第6、7、8表）」記載要領	97
◆ 欠格事由チェック表	98
「欠格事由チェック表」記載上の注意事項	99
寄附金を充当する予定の事業内容等	100

### 【認定の有効期間の更新をする場合】

◆ 様式第18号「認定の有効期間の更新の申請書」	101
様式第18号「認定の有効期間の更新の申請書」記載上の注意事項	102
◆ 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）	103

### 【事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書と共に作成・提出する書類】

◆ 前事業年度の寄附者名簿（提出不要）	104
◆ 様式第22号「役員報酬規程等提出書」	105
様式第22号 記載上の留意点	106
◆ 様式第21号「第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」	107
様式第21号「第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領	114

### 【助成金の支給を行った場合】

◆ 様式第23号「助成金の支給を行った場合の実績の提出書」	115
様式第23号「助成金の支給を行った場合の実績の提出書」記載上の留意点	115

### 【合併の認定を受けるための申請書】

◆ 様式第24号「合併の認定を受けるための申請書」	116
様式第24号「合併の認定を受けるための申請書」記載上の注意事項	117
◆ 合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）	118
記載上の注意事項	119

### 【代表者が変更する場合の届け出】

◆ 様式第19号「代表者の氏名の変更届出書」	120
様式第19号「代表者の氏名の変更届出書」記載上の留意事項	120

認定特定非営利活動法人としての認定又は特例認定特定  
非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

受付印

年 月 日  岡山市長 様	主たる事務所の所在地	〒		
	(フリガナ)	電話 ( ) — FAX ( ) —		
	申請者の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	設立年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト基準	
	過去の認定(特例認定)の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 (自 年 月 日 至 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	認定(特例認定)取消の有無 (認定(特例認定)取消日)	有 ・ 無 ( 年 月 日)		
事業年度	月 日～ 月 日	<input type="checkbox"/> 特例認定		
特定非営利活動促進法 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第44条第1項の認定 第58条第1項特例認定</span> を受けたいので申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職	
〒				
電話 ( ) — FAX ( ) —				

(注意事項)

- ① 申請書は、申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ提出することができません。また、過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ申請書を提出することができません。
- ② 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人については、再度、特例認定を受けることができません。
- ③ 過去に認定（有効期間の更新を除きます。）又は認定取消しを複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消し日を記載してください。
- ④ 申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合又は特例認定を申請する法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間が実績判定期間となります。
- ⑤ 事務所の責任者とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができるものをいいます。
- ⑥ 申請書には次頁の「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。



認定・特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書（●） ・ 添付書類（1～3）		チェック
●認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書		
1 寄附者名簿 <sup>(注)</sup>		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員 の 状況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
基 準 六 号 七 号 八 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注意事項）

- \* 特例認定申請の場合は、寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません。
- \* 条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②ただし書）。
- \* 2及び3の関係書類は2部作成し提出してください。



**認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)**

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1以上であること。			チェック欄

		実績判定期間
経常収入金額(㊸の金額)	.....	① <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</span>

総収入金額	㊸	
控除金額	国の補助金等の金額(㊹欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊹
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊺
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊻
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊼
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)㊽欄の「( )」)	㊾
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㊿欄)	㊿
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㊽欄)	㊽
休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)㊾欄)	㊾	
差引金額 (㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊾-㊿-㊽-㊾)	㊿	

寄附金等収入金額(㊿の金額)	.....	② <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</span>
----------------	-------	---

受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)㊿欄)	㊿	
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)㊽欄)	㊽
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㊿欄)	㊿
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㊽欄)	㊽
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)㊾欄)	㊾
差引金額 (㊿-㊽-㊿-㊽-㊾)	㊾	
会費収入(㊿欄と付表2(相対値基準用)㊿欄のうちいずれか少ない金額)	㊿	
国の補助金等の金額(㊿欄の金額を限度とする。)	㊿	
合計金額 (㊾+㊿+㊿)	㊿	

基準となる割合 (㊿÷①)	.....	③ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">%</span>
---------------	-------	---

(注意事項)

- ・実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が2019年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は2014年4月1日から2019年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は2017年4月1日から2019年3月31日)となります。
- ・チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」～「休眠預金等交付金関係助成金㊵」、及び「受入寄附金総額㊶」～「休眠預金等交付金関係助成金㊷」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊸」欄	「差引金額㊹」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㊴」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉟」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊹」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

**認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)**

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間（注意事項参照）における下欄③の㊦欄の金額に占める㊩欄の金額の割合（㊨欄）が、5分の1以上であること			チェック欄
<b>小規模法人の判定</b>			
<b>1</b>	実績判定期間の総収入金額 <input style="width:100px;" type="text"/> 円 実績判定期間の月数 <input style="width:50px;" type="text"/> 月	×12 =	<b>㊦</b> <input style="width:100px;" type="text"/> 円
㊦が800万円未満である		はい	<b>2</b> へ
		いいえ	小規模法人の例計算・・・適用不可
<b>2</b>	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である	はい	小規模法人の特例計算・・・適用可 <b>3</b> へ
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
<b>3 小規模法人の特例計算を適用する場合</b>			
総収入金額		㊦	円
控除金額	国の補助金等の額（㊧欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㊧	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊨	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊩	円
	資産の売却収入で臨時的ものの金額	㊪	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊫欄の「（ ）」）	㊫	円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊬欄）	㊬	円
<b>差引金額</b> (㊦-㊧-㊨-㊩-㊪-㊫-㊬)		㊭	円
<b>受入寄附金総額</b> (付表1（相対値基準・小規模法人用）㊮欄)			
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊯欄）	㊯	円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊬欄）	㊰	円
<b>差引金額</b> (㊭-㊯-㊰)		㊱	円
会費収入（㊲欄と付表2（相対値基準）㊳欄のうちいずれか少ない金額）		㊲	円
国の補助金等の金額（㊳欄の金額を限度とする）		㊳	円
<b>合計金額</b> (㊱+㊲+㊳)		㊴	円
基準となる割合（㊴ ÷ ㊭）		.....	㊵ <input style="width:100px;" type="text"/> %

**(注意事項)**

- ・実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。  
したがって、例えば、3月決算法人が2019年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は2014年4月1日から2019年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は2017年4月1日から2019年3月31日）となります。
- ・チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「O」を記載してください（第2表以下も同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉑」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉒」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉑」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」、「休眠預金等交付金関係助成金㉗」、「受入寄附金総額㉘」、「一者当たり基準限度超過額の合計㉙」、「休眠預金等交付金関係助成金㉚」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉛」欄	「差引金額㉜」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㉜」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉝」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉜」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ		円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	Ⓑ		円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ) × 10%))	Ⓒ		円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ) × 50%))	Ⓓ		円

2 「寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金」以外の寄附金

Ⓐのうち「寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓔ		円
--	---	--	---

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㉔ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については㉕) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
役員等からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額		Ⓕ (            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額が 1 千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓖ (            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
	Ⓖ欄以外の者	Ⓖ (            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
同一の者からの寄附金の額が 1 千円未満のもの合計額		Ⓖ (            ) 円	/	/
休眠預金等交付金関係助成金		Ⓖ (            ) 円	/	/
合 計 (Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ)		Ⓖ (            ) 円	/	Ⓖ (            ) 円

(注意事項)  
 ①~③の各欄の「( )」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限りません。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限りません。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑩欄以外の者⑪」欄	<p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	





「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります(④=①)。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑤及び⑥」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>(注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(次葉)」を利用してください。</p>	<p>左欄の(注)書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職(代表理事、常務理事等)を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	<p>特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>



社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2 (相対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

	基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	.....	①	
共益的活動の割合（第2表③欄）	.....	②	
①から控除する金額（①×②）	.....	③	
差 引 金 額（①－③）	.....	④	

↓

第1表(相対値基準・原則用)⑦欄又は、  
第1表(相対値基準・小規模法人用)⑧欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員 の配偶者及び三親等以内の親族並 びに当該役員と特殊の関係のある 者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、 次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事 実上婚姻関係と同様の事情にあ る関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人 以外の者で当該役員から受ける 金銭その他の財産によって生計 を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係に ある者の配偶者及び三親等以内 の親族でこれらの者と生計を一 にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証す る書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の 会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を 満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準によ り定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記 載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」 欄	<p>活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額 を記載します。</p>	<p>活動計算書の会費収入に期末の 未収会費額を計上している場合に は、当該欄に未収会費額は算入で きませんので、未収計上した会費 の額は会費収入から控除する必要 があります。</p>

**認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）**

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること			
チェック欄			
【留意事項】 1 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。			

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
	自	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が年 100 人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 100 人以上かどうかを判定してください。

年 3,000 円以上の寄附者の数(※)	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数(※)} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} = \boxed{\phantom{000}} \text{人} \geq 100 \text{人}$$

（注意事項）

- ・実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が2019年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は2014年4月1日から2019年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は2017年4月1日から2019年3月31日）となります。
  - ・チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。
  - ・なお、認定審査の過程において、年 3,000 円以上の寄附者の数(※)の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。
- ※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上の寄附者の数(※)」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
「年3,000円以上の寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数(※)を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名		チェック欄					
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること							
<p>【留意事項】</p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りします。</p> <p>2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>							
<table border="1"> <tr> <td>条例を制定した都道府県又は市区町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 例 指 定 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		条例を制定した都道府県又は市区町村		条 例 指 定 年 月 日	年 月 日		
条例を制定した都道府県又は市区町村							
条 例 指 定 年 月 日	年 月 日						
<table border="1"> <tr> <td>条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある</td> <td>はい・いいえ</td> <td>事務所所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地				
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地					
<p>※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。</p>							

【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	



認定基準等チェック表 (第2表)

法人名		チェック欄
<p>2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p style="margin-left: 20px;">（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
実績判定期間		
すべての事業活動に係る金額等	.....	① (指標 )
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	.....	②
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動 （対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤
合計	(①+②+③+④+⑤)	⑥
		⇒⑥へ
基準となる割合 (⑥÷①)	.....	⑦

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名		チェック欄
<p>2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
		実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等	.....	① (指標 )
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	.....	②
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動 (対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等	a
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e
合計	(a+b+c+d+e)	f
		⇒②へ
基準となる割合 (②÷①)	.....	③

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計⑥」欄の金額等を転記します。	
「@～㉔」各欄共通事項	「@～㉔」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「@～㉔」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等㉕」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等①」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	④ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等㉖」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等㉗」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等㉘」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人

### 役員 の 内 訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						申請時	就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕			

(注意事項)  
 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「役員状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「①」から「④」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。  
なお、当該「①」から「④」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「①」から「④」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。  
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
  - 直接に保有する関係  
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
  - 間接に保有する関係  
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係



帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名			
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーブリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名		チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表(第4表(次葉))」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## (第4表 次葉)

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

⑮ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊸欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。

(注意事項)

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にそれぞれ算入できます。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	
-----	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日 ~ 年 月 日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

(注意事項)

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等 第4表付表2(初葉)

法人名

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第4表付表2 (次葉)

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名		チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。



「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
(注) 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「㊟」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「㊟」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p>		
<p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります<sup>(注3)</sup>）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	寄附金充当 予 定 額

**受付印**

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

年 月 日  岡山市長 様	主たる事務所の所在地	〒				電話 ( ) —	—
	(フリガナ)					FAX ( ) —	—
	申請者の名称						
	(フリガナ)						
	代表者の氏名						
	認定の有効期間	自	年	月	日	パ ブ リ ス ト ク サ ポ ー ト	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	認定の有効期間の満了日の6月前の日	至	年	月	日		
	認定の有効期間の満了日の3月前の日		年	月	日		
事業年度		月	日～	月	日		
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第51条第2の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。							
(現に行っている事業の概要)							
上記以外の事務所の所在地				左記の事務所の責任者の氏名		役 職	
〒							
電話 ( ) —							
FAX ( ) —							

**(注意事項)**

- ①認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ②認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ③申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。  
（既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。）
- ④「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ⑤「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。



認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書（●） ・ 添付書類（1～3）		チェック
●認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書		
1 寄附者名簿（注）1		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	(注) 3
	役員 の 状 況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	(注) 2
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
基 準 七 号	認定基準等チェック表（第7表）	(注) 3
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（法51⑤）。
- 2 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 3 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。



**認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書**  
**特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書**

  年 月 日   岡山市長 様	主たる事務所の所在地	〒
	（フリガナ）	電話（ ） — FAX（ ） —
	名 称	
	（フリガナ）	
	代表者の氏名	
	認定（特例認定）の有効期間	事業年度
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第55条第1項の規定（法第62条において準用する場合を含む。）に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く） ロ 給与を得た職員の総数及び総額 ⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
提出しない場合		
最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年度）		
最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年度）		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 （特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く）		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類  認定基準等チェック表（第3表） ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員 の 状況」第3表付表1  監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		
③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		
		認定基準等チェック表（第4表）（初葉） 認定基準等チェック表（第5表） 認定基準等チェック表（第7表） 欠格事由チェック表

## 記載上の留意点

- ①この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非活動法人が、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する第 55 条第 1 項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から 3 か月以内に特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項に掲げる書類を所轄庁（2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。）に提出する際に使用します。
- ②各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、「チェック欄」にチェックしてください。
- ③提出書類の様式について  
特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項の規定により提出する書類のうち、「法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第 3 表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第 3 表付表 1・2、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第 3 表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

**特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類**

**1 資金に関する事項** [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他


法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

2 取引の内容に関する事項[②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容等	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容等	譲渡年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	
			..	円	





法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

**4 役員等に対する報酬又は給与の状況**〔④役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く) ロ 給与を得た職員の総数及び総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外のもので「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報 酬・給 与 の 区 分	支給期間等	支給金額

(注2)注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日～ 年 月 日
---------	--------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

5 支出した寄附金に関する事項〔⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄付の目的等
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
		円	. .	
	合 計	円		

6 海外への送金等に関する事項〔⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実 施 日	使 途	金 額
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

資産の譲渡等の内容に関する事項〔資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項〕

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

## 〔様式第21号 記載要領〕

### 1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

### 2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

### 3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 4 「4 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

### 5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

### 6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書  
 特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

受付印

年 月 日  岡山市長 様	主たる事務所の所在地	〒 電話 ( ) -
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	認定 (特例認定) 年月日	年 月 日
	認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 55 条第 2 項 (法第 62 条において準用する場合を含む。)に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

〔記載上の留意点等〕

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項 (第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

受付印

特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は同条第 2 項の合併の認定を受けるための申請書

年 月 日  岡山市長 様	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト基準
	認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
事業年度	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 法第 63 条第 2 項申請	

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 63 条 第1項  
第2項 の合併の認定を受けたいので申請します。

法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名  (代表者名)	電話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外

(注意事項)

- ①この申請書は、特定非営利活動促進法第 63 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第 2 項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第 34 条第 3 項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- ②申請本文の 

第1項
第2項

 は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- ③区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲みます。
- ④この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- ⑤申請書には「合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。

法 63 条第 1 項又は第 2 項の合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書（●） ・ 添付書類（1～3）		チェック
●法第 63 条第 1 項又は第 2 項の合併の認定を受けるための申請書		
1 寄附者名簿 <sup>（注）</sup>		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第 1 表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第 2 表）	
	認定基準等チェック表（第 2 表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）	
	役員の状況（第 3 表付表 1）	
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第 5 表）	
基 準 六 号 八	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）	
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		



(注意事項)

- 1 条例個別指定基準に適合する法人、法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法 44②、58②、63⑤、法令 9 ②）。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第 1 表、第 2 表及び第 4 表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（法令 9 ③⑤）。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第 3 表、第 4 表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第 5 表及び第 6、7、8 表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（法令 9 ③⑤）。
- 4 法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法 59 一、63⑤、法令 9 ②）

年 月 日

岡 山 市 長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書  
特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書

次のとおり代表者の氏名の変更があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

認定(特例認定)の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更年月日	年 月 日
フリガナ 変更前の代表者の氏名	
フリガナ 変更後の代表者の氏名	

(記載上の留意事項)

\*認定NPO法人の代表者が変更したときには、この様式第19号により遅滞なく届け出をしてください。

\*代表者が変更する場合も、変更後の役員名簿を2部添付してください。

## **VI 事前チェックシート**

## 事前チェックシート

- 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。

(注) 特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。

- 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①のイ・ロ、②、④のD・Eは実績判定期間において、項目①のハは申請日の前日において、項目③、④のA・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。(詳しくは次のページでご確認ください。)

### 《チェックポイント》

① (特例認定除く)	イ 【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P123) 又は ロ 【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(P124) 又は ハ 【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている(P125)	適・否
②	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P126)	適・否
③	運営組織及び経理が適切である(P128)	適・否
④	事業活動の内容が適正である(P129)	適・否
⑤	情報公開を適切に行っている(P130)	適・否
⑥	所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P131)	適・否
⑦	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P132)	適・否
⑧	設立の日から1年を超える期間が経過している(P133)	適・否
⑨	欠格事由のいずれにも該当しない(P134)	適・否

### ご注意ください！

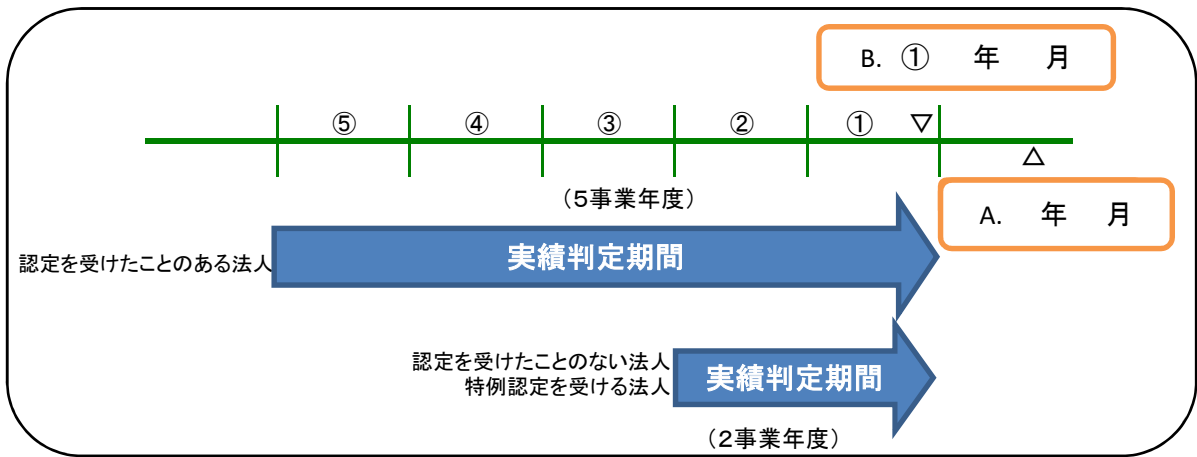
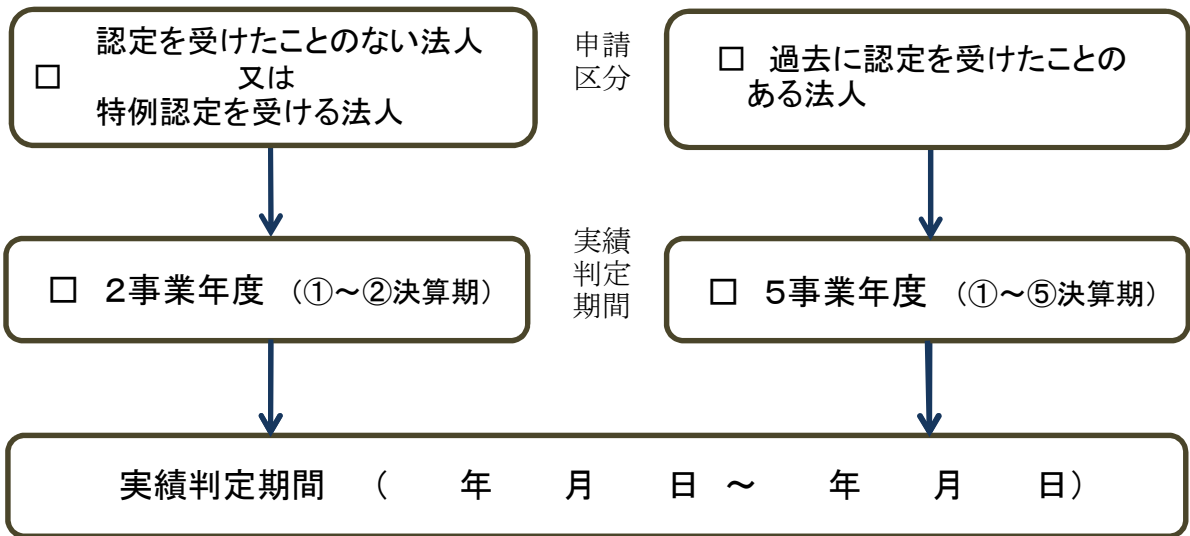
- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に所轄庁にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日 ( 年 月 日 )	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの2年前事業年度	③ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの3年前事業年度	④ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの4年前事業年度	⑤ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )



☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

## 認定基準等①-イ —パブリックサポートテスト(PST)について—

### 【相対値基準】

#### 実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(	円)
C. 資産売却による臨時収入	(	円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円)
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(	円)
<hr/>		
G. 差引金額(A - B - C - D - E)	(	円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

#### 実績判定期間における

H. 受け入れた「寄附金総額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(	円)
J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円)
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(	円)
<hr/>		
M. 差引金額(H - I - J - K - L)	(	円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Kの金額( )}}{\text{Fの金額( )}} \geq 20\% \text{である}$$

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等①-イに  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ —パブリックサポートテスト(PST)について—  
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等①-ロに  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

実績判定期間月数(A)				年3,000円以上の寄附者数(B)		
①	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
②	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
③	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
④	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
⑤	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
合計				月		人

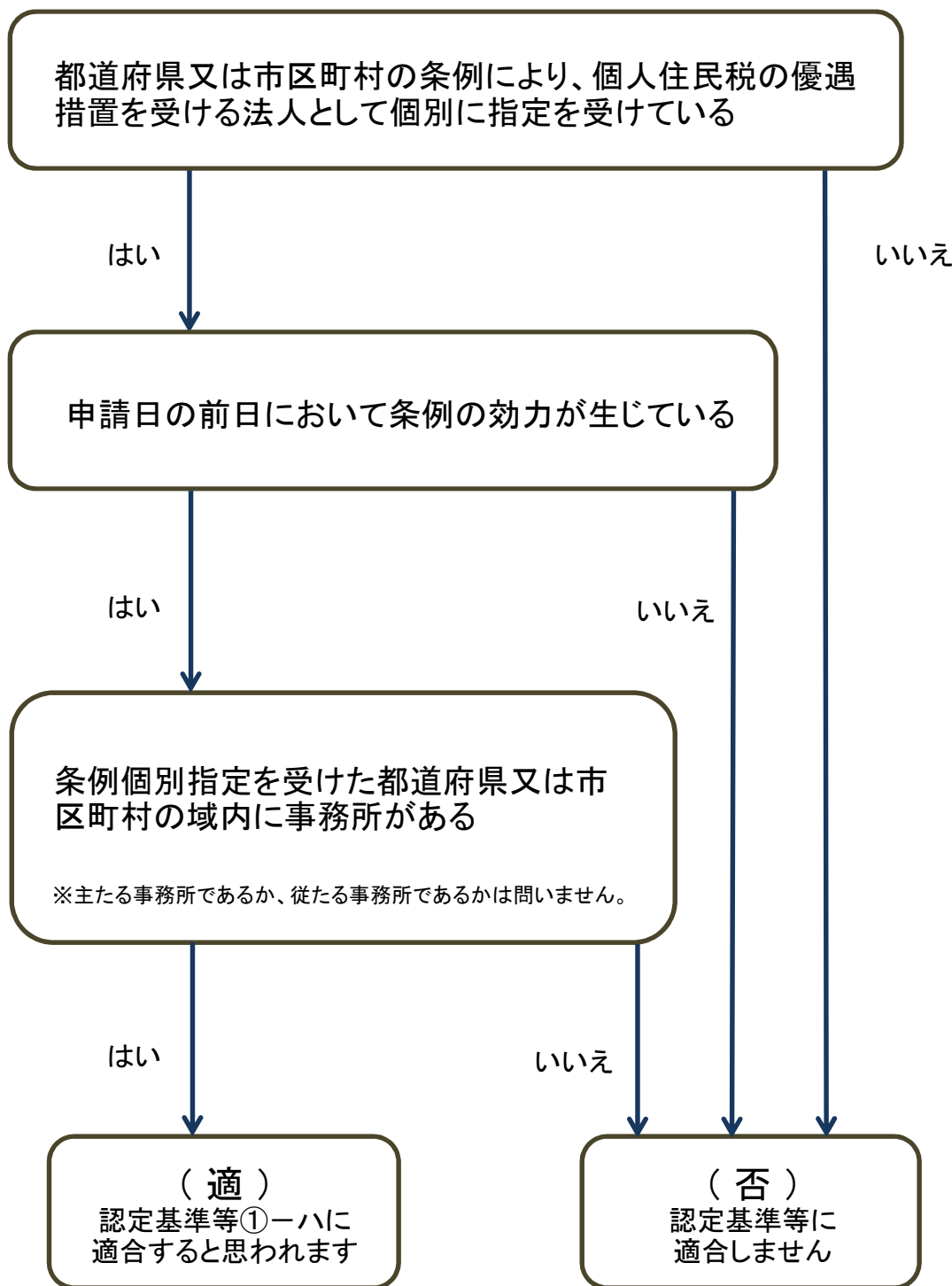
$$\frac{Bの合計( ) \times 12}{Aの合計( )} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 100$$

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

## 認定基準等①-ハ ―パブリックサポートテスト(PST)について―

【条例個別指定法人】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。



認定基準等② — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

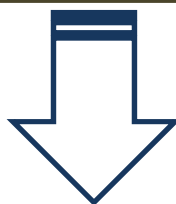
B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動

F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動



AからF(条例で個別に指定されている法人は、AからE)の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%※未満である。

※ この割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により算出する。

はい

いいえ

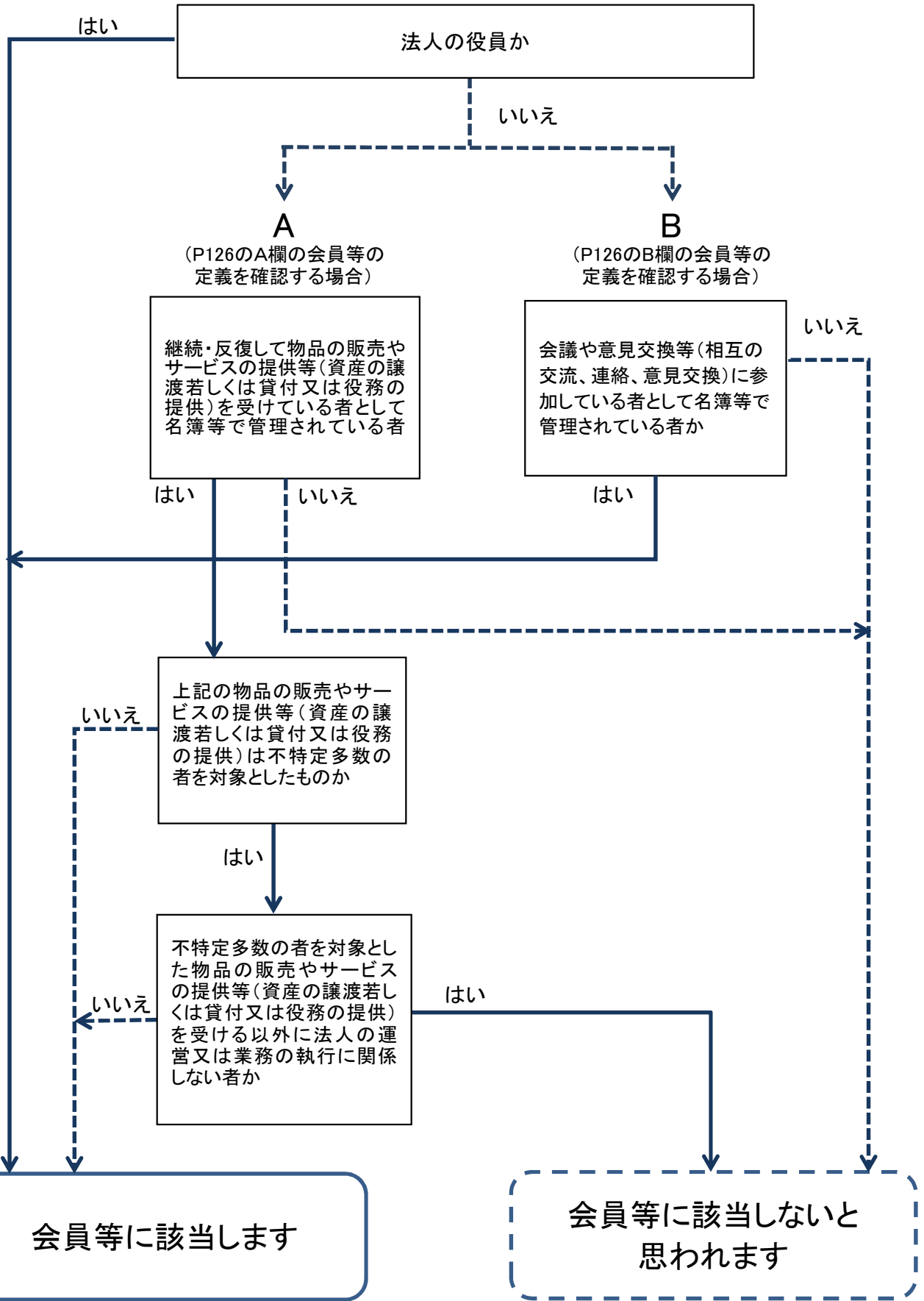
( 適 )  
認定基準等②に  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

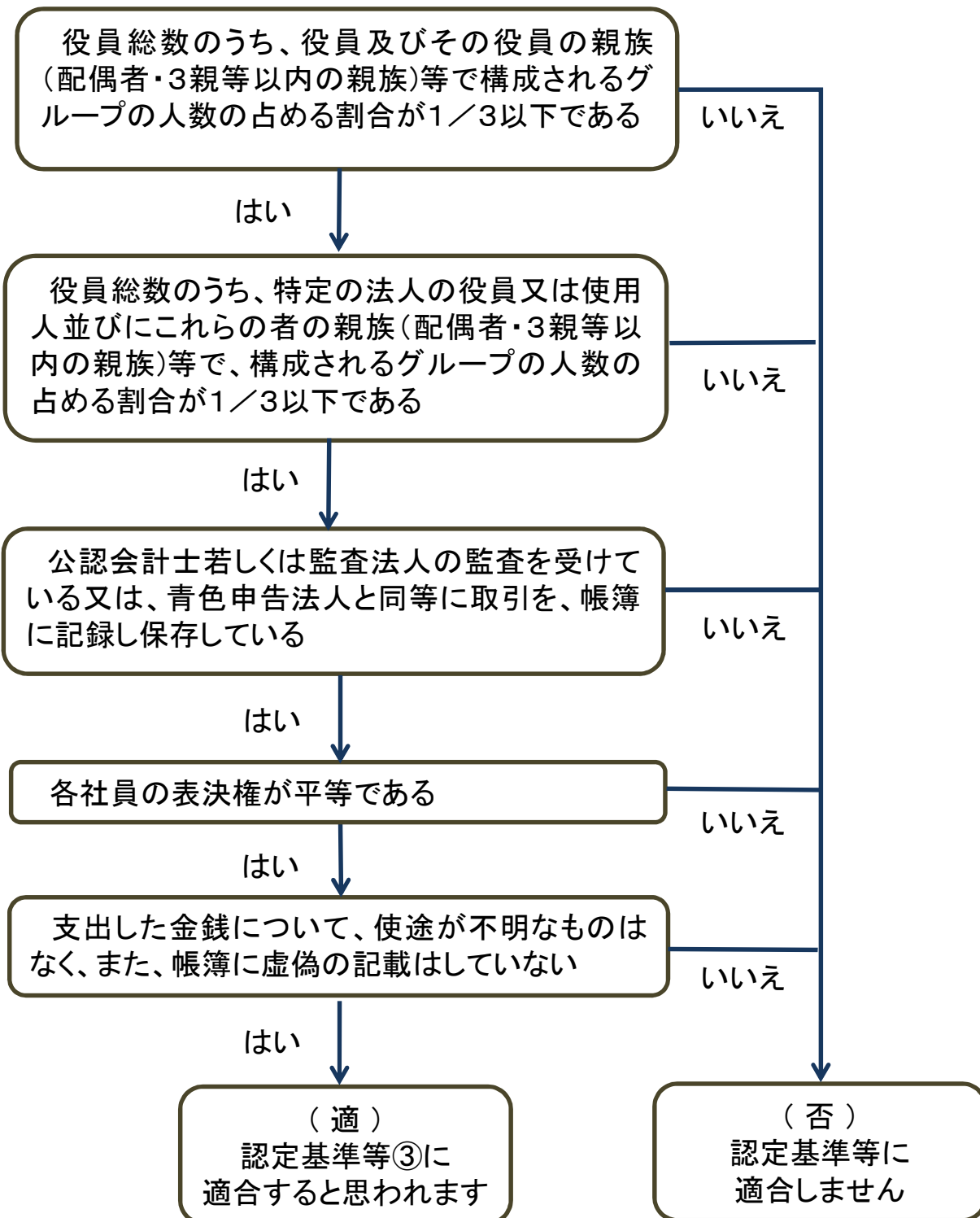
※ 「会員等」の定義については、P127を参照願います。

認定基準等②

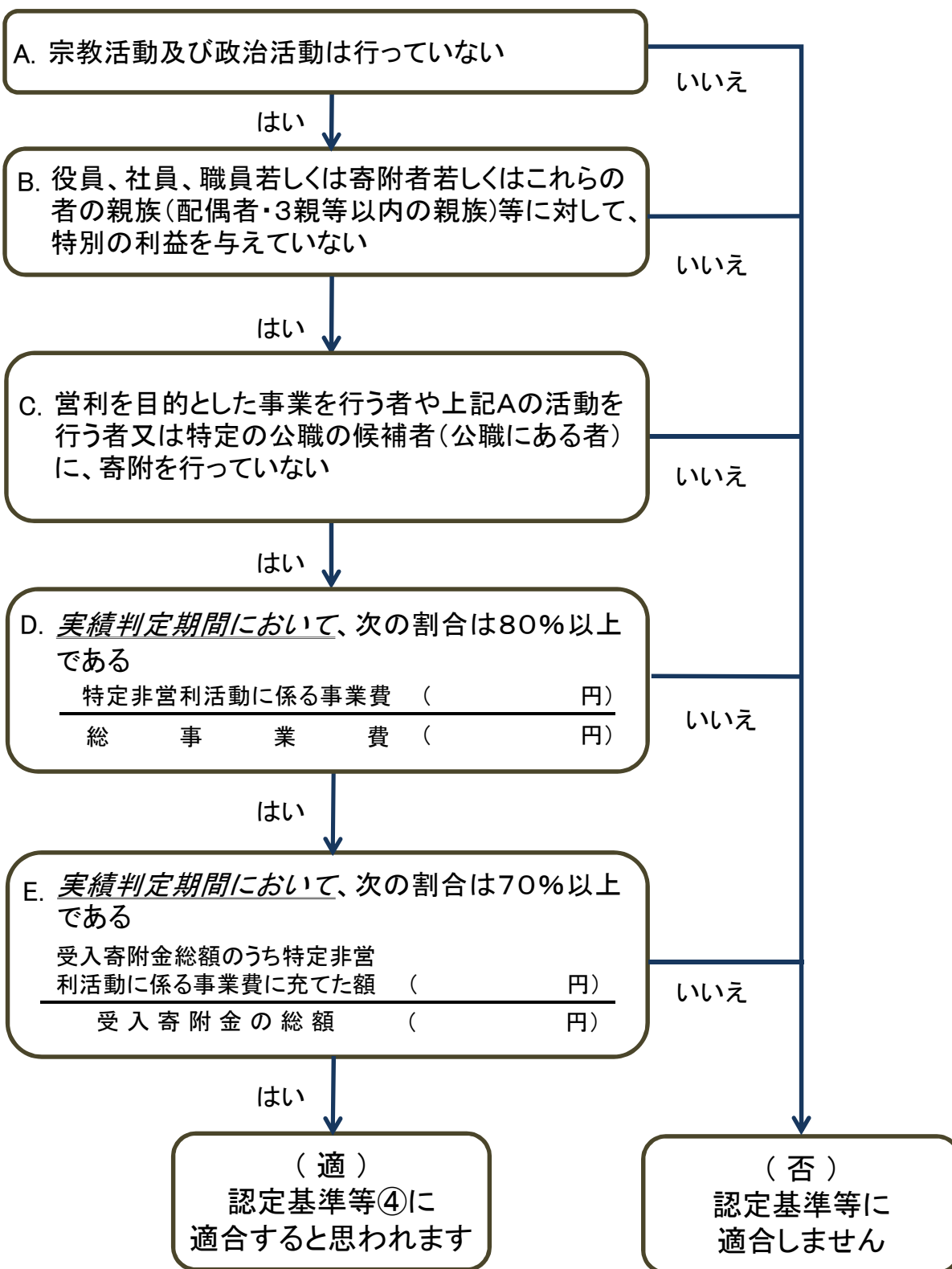
(参考)「会員等」について



認定基準等③ — 運営組織及び経理について —

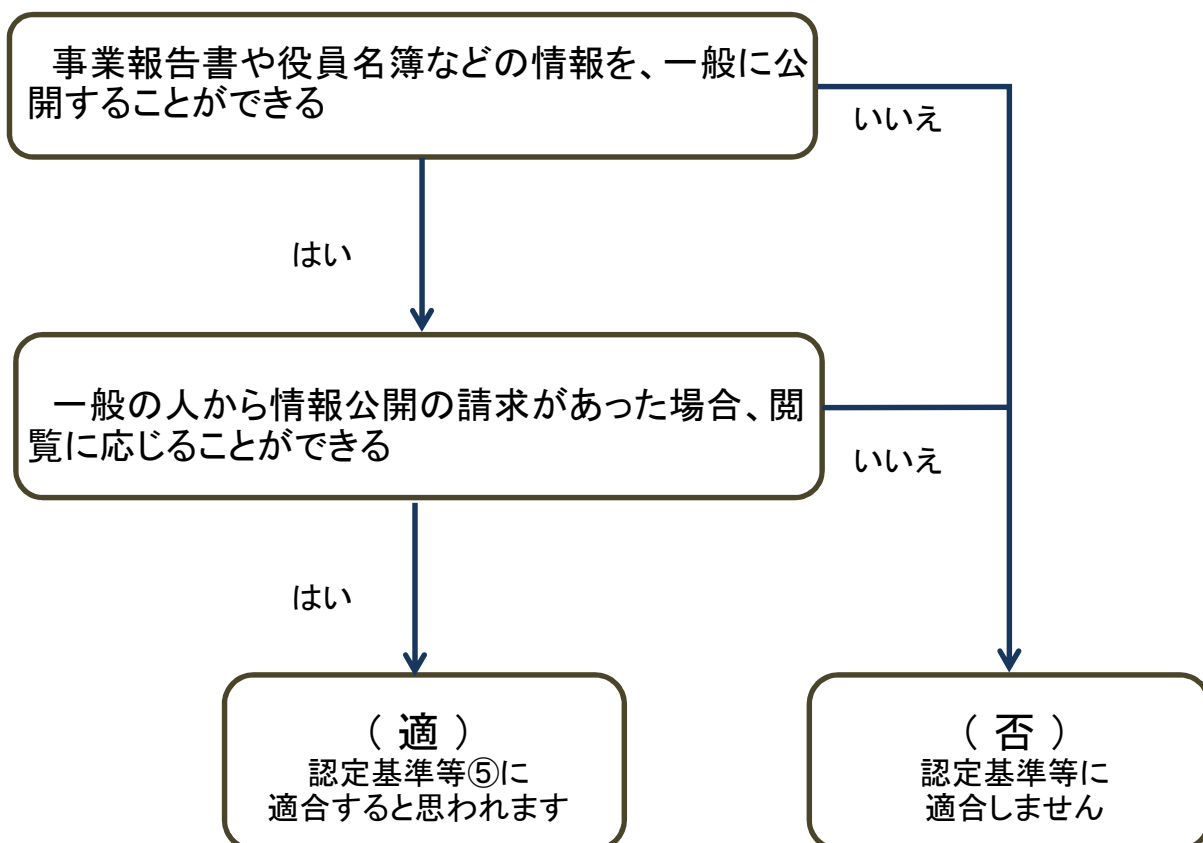


認定基準等④ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で、管理費以外のものをいいます。

認定基準等⑤ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の、具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の、支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に、事後に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥ — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

いいえ

はい

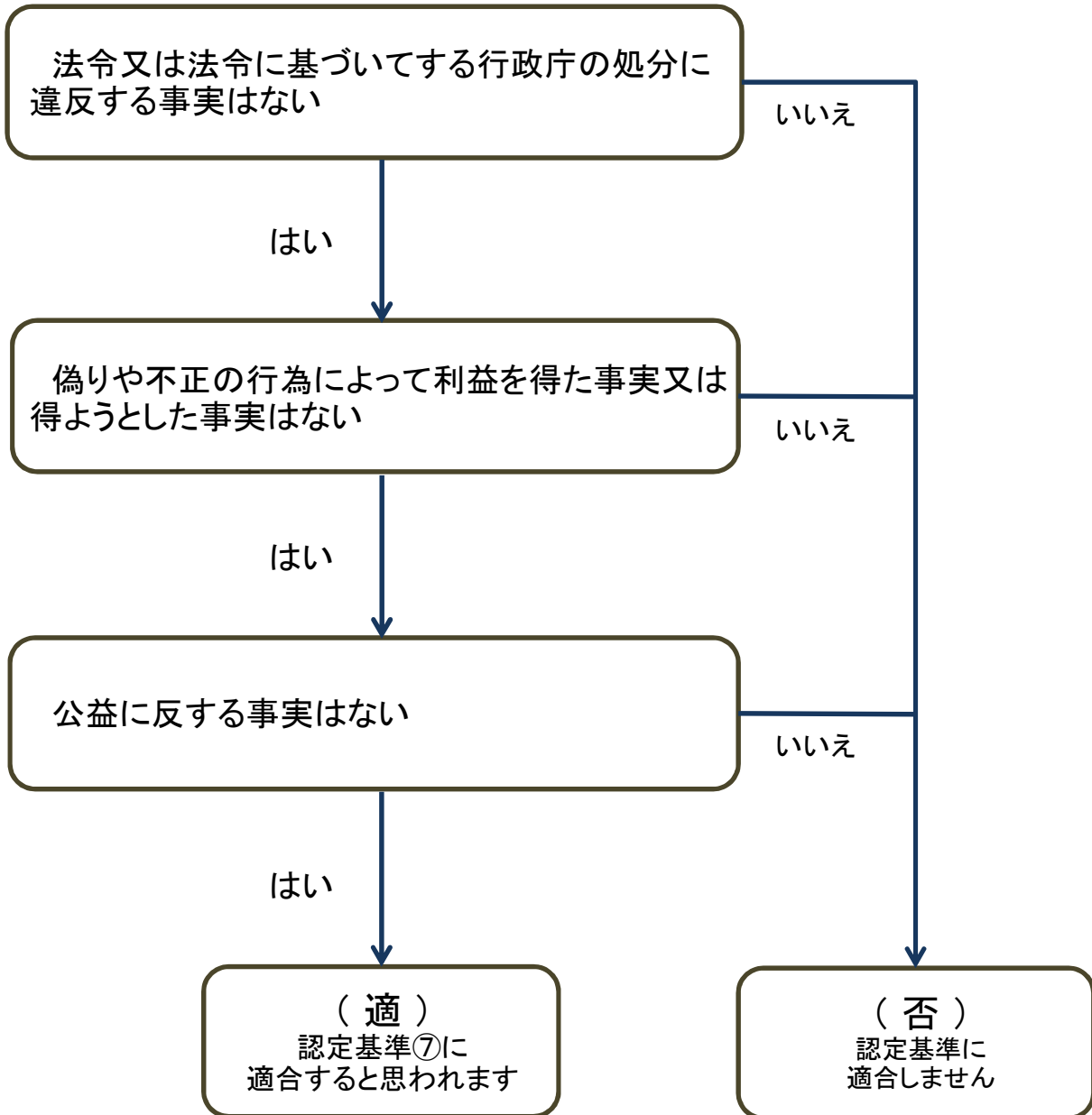
( 適 )  
認定基準⑥に  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準に  
適合しません

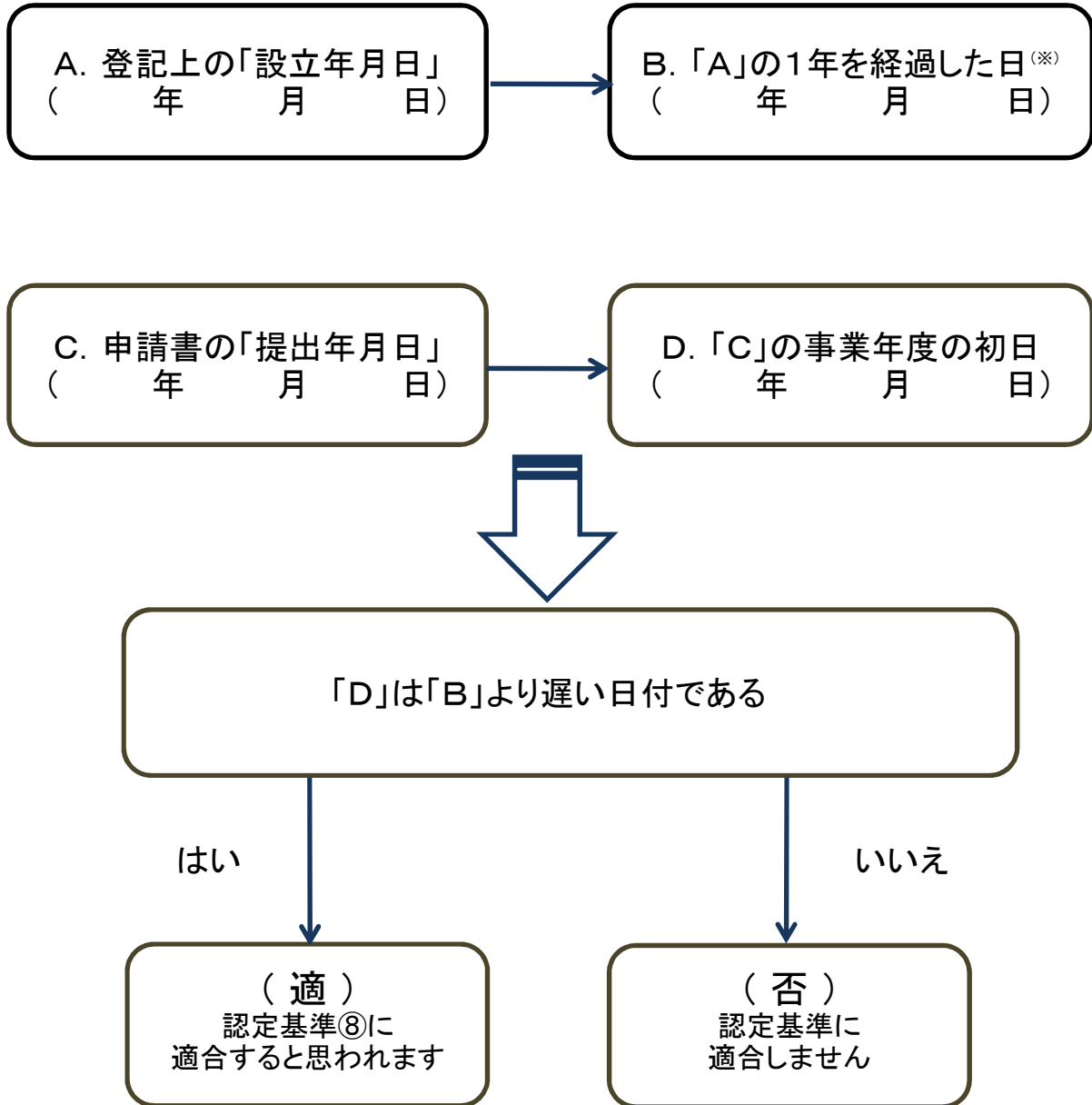
※ 事業報告書等

- ・ 事業報告書
- ・ 活動計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 財産目録
- ・ 年間役員名簿
- ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準⑦ — 不正行為等について —



認定基準⑧ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。



— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に、当該法人のその業務を行う理事であった者で、その取消しの日から、5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日、又はその執行を受けることがなくなった日から、5年を経過しない者

C. NPO法、若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等、若しくは、暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は、国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日、又はその執行を受けることがなくなった日から、5年を経過しない者

D. 暴力団、又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から、5年を経過しない者（J.において「暴力団の構成員等」といいます。）

はい

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税、又は地方税の滞納処分が執行されているもの、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税、又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)  
欠格事由に該当しない  
と思われず

(否)  
欠格事由に該当します

## **Ⅷ 法令**

- **特定非營利活動促進法**
- **特定非營利活動促進法施行令**
- **特定非營利活動促進法施行規則**

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。</p> <p>2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。</p> <p>一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。</p> <p>イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。</p> <p>ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。</p> <p>二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。</p> <p>イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。</p>	
<p>ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>※第一～第三十九は所轄庁が条例等で定める事項について示したものです。詳細については、所轄庁にご確認ください。</p> <p>※※<span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">          </span>は、関係法令についての参考事項を示したものです。</p>
	<p>●法第二条二項二号ロの「政治上の主義」とは、〇〇主義といわれるような、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を指すと解されるので、例えば、自然保護あるいは老人福祉対策といった具体的な政策提言型のNPO法人の活動については、政治によって具体的な政策を実現しようとするものであり、政治上の主義の推進には当たりません。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。</p> <p>3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。</p> <p>4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。</p> <p>第二章 特定非営利活動法人</p> <p>第一節 通則</p> <p>（原則）</p> <p>第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。</p> <p>（名称の使用制限）</p> <p>第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。</p> <p>（その他の事業）</p> <p>第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。</p> <p>2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>（住所）</p> <p>第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。</p> <p>（登記）</p> <p>第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。</p> <p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。</p> <p>（所轄庁）</p> <p>第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。</p> <p>第二節 設立</p>	
<p>（設立の認証）</p> <p>第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。</p>	
<p>一 定款</p> <p>二 役員に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並び</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第一 設立の認証申請について</p> <p>1 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、同項各号に掲げる書類を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>に就任を承諾する書面の謄本</p> <p>ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの</p>	
<p>三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面</p> <p>四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面</p> <p>五 設立趣旨書</p> <p>六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本</p> <p>七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>2 法第十条第一項第二号ハに規定する条例で定める書面について、次に掲げるとおりとする旨の条例を定めることとなります。</p> <p>一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書</p> <p>二 当該役員が一に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 2二に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付する旨を定めることができます。</p> <p>4 2一及び二に掲げる書面については、申請の日前六月以内に作成されたものとする旨を定めることができます。</p> <p>5 2の規定にかかわらず、【知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第三十条の十五第一項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用するとき・市長が住民基本台帳法第三十条の十第一項又は第三十条の十二第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき】については、1の申請書には、2一に掲げる書面を添付することを要しない旨を定めることができます。</p> <p>※なお、当該情報から個人番号を除くなど適宜対応ください。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）</p>	
<p>2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>一 申請のあった年月日 二 特定添付書類に記載された事項</p>	
<p>3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。</p>	
<p>4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。</p>	
<p>（定款） 第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 目的 二 名称 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>（公表の方法） 第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。</p>	<p>6 1の申請書に添付する法第十条第一項各号に掲げる書類のうち、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添える旨を定めることができます。</p> <p>第二 公表及び縦覧について 1 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四第五項において準用する場合を含む。2において同じ。）の規定による公表について、インターネットの利用により行う旨を定めることができます。 2 法第十条第二項の公衆の縦覧について、■■において行う旨を定めることができます。</p>
	<p>第三 縦覧期間中の補正について 1 法第十条第四項に規定する条例で定める軽微なものについて、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする旨の条例を定めることとなります。 2 法第十条第四項の規定による補正を行う場合、補正後の申請書又は書類（同条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類については副本一通を添えるものとする。）を添付した所定の様式による補正書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p>



特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地</p> <p>五 社員の資格の得喪に関する事項</p> <p>六 役員に関する事項</p> <p>七 会議に関する事項</p> <p>八 資産に関する事項</p> <p>九 会計に関する事項</p> <p>十 事業年度</p> <p>十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項</p> <p>十二 解散に関する事項</p> <p>十三 定款の変更に関する事項</p> <p>十四 公告の方法</p> <p>2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。</p> <p>3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。</p> <p>一 国又は地方公共団体</p> <p>二 公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人</p> <p>五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人</p> <p>（認証の基準等）</p> <p>第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。</p> <p>二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。</p> <p>三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体</p> <p>四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。</p>	
<p>2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。</p>	
<p>3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。</p> <p>（意見聴取等）</p> <p>第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。</p> <p>（成立の時期等）</p> <p>第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。</p>	
<p>2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>	
<p>3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第四 認証期間について</p> <p>法第十二条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める期間について、▲▲日とする旨の条例を定めることができます。</p>
	<p>第五 設立登記の完了の届出について</p> <p>1 法第十三条第二項の規定による届出について、同項に掲げる書類を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p> <p>2 1の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、法第十四条の財産目録には副本一通を、それぞれ添える旨を定めることができます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>（財産目録の作成及び備置き）</p> <p>第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。</p> <p>第三節 管理</p> <p>（通常社員総会）</p> <p>第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。</p> <p>（臨時社員総会）</p> <p>第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>2 総社員の五分之一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分之一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。</p> <p>（社員総会の招集）</p> <p>第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。</p> <p>（社員総会の権限）</p> <p>第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。</p> <p>（社員総会の決議事項）</p> <p>第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>（社員の表決権）</p> <p>第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。			
3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。		<p>（電磁的方法）</p> <p>第一条の二 法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p>	
4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。			
<p>（表決権のない場合）</p> <p>第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。</p>		<p>（電磁的記録）</p> <p>第二条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>	<p>第六 社員総会の議事録について</p> <p>1 社員総会の議事録について、書面又は電磁的記録（法規第二条に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない旨の条例を定めることとなります。</p> <p>2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
------------------	----------------------

ものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

（役員の定数）  
第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

（理事の代表権）  
第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（業務の執行）  
第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

（理事の代理行為の委任）  
第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）  
第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）  
第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備	考
-----------------------	---	---

は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ旨の条例を定めることとなります。

- 一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 二 一の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社員総会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

※法第 25 条第 6 項参照

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>反する事項については、理事は、代表権を有しない。 この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。</p> <p>（監事の職務）</p> <p>第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 理事の業務執行の状況を監査すること。</li> <li>二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。</li> <li>三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。</li> <li>四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。</li> <li>五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。</li> </ol> <p>（監事の兼職禁止）</p> <p>第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。</p> <p>（役員欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</li> <li>三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せ</li> </ol>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>られ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>四 暴力団の構成員等</p> <p>五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者</p>	
<p>六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p>	
<p>（役員の親族等の排除）</p> <p>第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>（役員の欠員補充）</p> <p>第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p>	
<p>（役員の変更等の届出）</p> <p>第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。</p>	
<p>（役員の任期）</p> <p>第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>（役員の欠格事由のうち内閣府令で定めるもの）</p> <p>第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	
	<p>第七 役員の変更等の届出について</p> <p>1 法第二十三条第一項の規定による届出について、同項に掲げる書類を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p> <p>2 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における第一2から5までの規定の適用については、第一4中「申請の日」とあるのは「届出の日」と、第一5中「1の申請書」とあるのは「第七1の届出書」と読み替える旨を定めることとなります。</p> <p>3 1の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本一通を添える旨を定めることができます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>める期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。</p> <p>（定款の変更）</p> <p>第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</p>	
<p>4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。</p>	
<p>5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第八 定款の変更の認証申請について</p> <p>1 法第二十五条第三項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、法第二十五条第四項に掲げる書類（所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあっては、法第二十六条第二項に掲げる書類）を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。</p>
	<p>2 1の申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類には、それぞれ副本一通を添える旨を定めることができます。</p>



特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>	
<p>7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。</p>	
<p>第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>3 第三1及び2の規定は、法第二十五条第三項の定款の変更の認証について準用する旨を定めることとなります。この場合において、第三2中「同条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類」とあるのは、「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類」と読み替えることとなります。</p>
	<p>第九 定款の変更の届出について</p> <p>1 法第二十五条第六項の規定による届出について、同項に掲げる書類を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。</p> <p>2 1の届出書に添付する変更後の定款には、副本一通を添える旨を定めることができます。</p>
	<p>第十 定款の変更登記の完了に係る証明書の提出について</p> <p>1 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出について、登記事項証明書を添付した所定の様式による提出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p> <p>2 1の規定による登記事項証明書の提出をするときは、当該登記事項証明書の写し一通を添える旨を定めることができます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。</p>	
<p>3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。</p>	
<p>（会計の原則）</p> <p>第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。</p> <p>一 削除</p> <p>二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。</p> <p>三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。</p> <p>四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p> <p>（事業報告書等の備置き等及び閲覧）</p> <p>第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>（所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ）</p> <p>第三条 法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更に伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。</p> <p>2 都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、所轄庁の変更に伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の都道府県知事であるときは、この限りでない。</p>	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
------------------	----------------------

末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
-----------------------	-----

（貸借対照表の公告）

第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であつて内閣府令で定めるものは、第一条の二第

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
とる公告の方法をいう。以下この条において同じ。)		一項口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。	
四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法		<p>2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。</p> <p>3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。</p> <p>3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。</p> <p>4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。</p> <p>一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。</p> <p>二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。</p>			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したことを。</p>	
<p>（事業報告書等の提出） 第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。</p>	
<p>（事業報告書等の公開） 第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p>	
<p>第四節 解散及び合併</p> <p>（解散事由） 第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 社員総会の決議</li> <li>二 定款で定めた解散事由の発生</li> <li>三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</li> <li>四 社員の欠亡</li> <li>五 合併</li> <li>六 破産手続開始の決定</li> <li>七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し</li> </ol> <p>2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第十一 事業報告書等の提出について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出について、毎事業年度初めの三月以内に、事業報告書等を添付した所定の様式による提出書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。</li> <li>2 1の規定による事業報告書等の提出をするときは、当該事業報告書等の副本一通を添える旨を定めることができます。</li> </ol>
	<p>第十二 事業報告書等の閲覧及び謄写について</p> <p>法第三十条の規定による閲覧及び謄写について、<b>■</b> <b>■</b>において行う旨の条例を定めることとなります。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。</p>	
<p>4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>	
<p>（解散の決議） 第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>（特定非営利活動法人についての破産手続の開始） 第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。</p> <p>2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。</p> <p>（清算中の特定非営利活動法人の能力） 第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>（清算人） 第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。</p> <p>（裁判所による清算人の選任） 第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がな</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第十三 成功の不能による解散の認定の申請について 法第三十一条第二項の規定による認定の申請について、同条第三項の書面を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p>
	<p>第十四 解散の届出等について 1 法第三十一条第四項の規定による届出について、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>いとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p> <p>（清算人の解任）            第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。</p>	
<p>（清算人の届出）            第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。</p>	
<p>（清算人の職務及び権限）            第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。            一 現務の結了            二 債権の取立て及び債務の弁済            三 残余財産の引渡し            2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>（債権の申出の催告等）            第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。            2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。            3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。            4 第一項の公告は、官報に掲載してする。</p> <p>（期間経過後の債権の申出）            第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出を</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>2 法第三十一条の八の規定による届出について、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>した債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。</p> <p>（清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始）</p> <p>第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。</p> <p>2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。</p> <p>3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。</p> <p>4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。</p> <p>（残余財産の帰属）</p> <p>第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。</p>	
<p>2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。</p>	
<p>3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。</p> <p>（裁判所による監督）</p> <p>第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第十五 残余財産の譲渡の認証申請について</p> <p>清算人が、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p>



特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。</p> <p>4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p>	
<p>（清算終了の届出）</p> <p>第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>	
<p>（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）</p> <p>第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>（不服申立ての制限）</p> <p>第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>（裁判所の選任する清算人の報酬）</p> <p>第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。</p> <p>第三十二条の七 削除</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。</p> <p>2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第十六 清算終了の届出について</p> <p>法第三十二条の三の規定による届出について、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>（合併）</p> <p>第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。</p> <p>（合併手続）</p> <p>第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</p>	
<p>4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。</p>	
<p>5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。</p>	
<p>第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。</p>	
<p>第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べ</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第十七 合併の認証申請について</p> <p>1 法第三十四条第三項の規定による認証の申請について、同条第四項に掲げる書類を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p>
	<p>2 第一2から6まで並びに第三1及び2の規定は、1の申請書に添付する書類について準用する旨を定めることとなります。この場合において、第一5及び第一6中「1の申請書」とあるのは、「第十七1の申請書」と読み替えることとなります。</p>
	<p>第十八 合併の場合の貸借対照表等の備置き等について</p> <p>法第三十五条第一項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べるすることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置く旨を定めることができます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>なかったときは、合併を承認したものとみなす。</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合には、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。</p> <p>（合併の効果）</p> <p>第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。</p> <p>（合併の時期等）</p> <p>第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。</p>	
<p>2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。</p>	
<p>第四十条 削除</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第十九 合併登記の完了の届出について</p> <p>1 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出について、所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p> <p>2 1の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、法第三十九条第二項において準用する法第十四条の財産目録には副本一通を、それぞれ添える旨を定めることができます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>第五節 監督</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p>	
<p>3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>	
<p>4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（改善命令）</p> <p>第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第二十 検査の際の身分証明書について</p> <p>法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の職員の身分を示す証明書について、所定の様式によるものとする旨を定めることができます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>（設立の認証の取消し）</p> <p>第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。</p> <p>4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>（意見聴取）</p> <p>第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>（所轄庁への意見）</p> <p>第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>述べることができる。</p> <p>第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人</p> <p>第一節 認定特定非営利活動法人</p> <p>（認定）</p> <p>第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。</p>	
<p>2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。</p>	
<p>一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）</p> <p>二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようと</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第二十一 認定の申請について</p> <p>法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第二項各号に掲げる書類を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。ただし、法第四十五条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第四十四条第二項第一号に掲げる書類を添付することを要しない旨を定めることとなります。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>する場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p>			
<p>イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（1）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（2）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（2）及び（3）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。</p>	<p>（認定の基準となる寄附金等収入金額の割合）</p> <p>第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合は、五分の一とする。</p>	<p>（寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件）</p> <p>第四条 法第四十五条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。</p> <p>二 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係（第十六条に規定する関係をいう。第八条及び第三十二条第一項第四号において同じ。）のある者を除く。）の数が二十人以上であること。</p>	<p>●法規第四条第一号にいう「合理的と認められる基準」に該当するか否かについては、その基準が、特定の社員に対し特別の利益が享受されるような場合における会費までは、分子に算入することは適切ではないとの趣旨から講じられているものです。したがって、会員の資力に応じて会費の額に差を設けていた（例えば、個人会員と法人会員、一般会員と学生会員）としても、基本的には「合理的と認められる基準」に当たると考えられます。</p>
<p>（1） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（1）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額</p>	<p>（国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等）</p> <p>第五条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国の補助金等をいう。以下この条において同じ。）がある場合における同号イに規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同号イ（2）に掲げる金額に達するまでの金額は、同号イに規定する寄附金等収入金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同号イに規定する経常収入金額に含めるものとする。</p> <p>2・3 後掲P368・370</p>	<p>（総収入金額から控除されるもの）</p> <p>第五条 法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国の補助金等をいう。）</p> <p>二 委託の対価としての収入で国等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国等をいう。）から支払われるもの</p> <p>三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分</p> <p>四 資産の売却による収入で臨時的なもの</p> <p>五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日</p>	<p>●法第四十五条第一項第一号イ（1）の「総収入金額」及び（2）の「受入寄附金総額」のうちに含まれる寄附金は、その事業年度に受領したものに限られます。なお、特に規定はされていませんが、収支計算書において、一般的に経常収支には含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、総収入金額には含まれません。</p> <p>●法令第五条第一項において、法第四十五条第一項第一号に規定するいわゆるパブリックサポートテスト（PST）の計算について、選択により国の補助金等を分母、分子に算入することができます。なお、国の補助金等を分母、分子に算入するか否かについては、実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、特定の国の補助金等の一部を算入する（しない）ということではできません。</p> <p>●法規第五条第一号の金額は、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付された補助金等に限られます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		<p>から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七条第一号において同じ。）に相当する部分</p> <p>六 実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの</p> <p>七 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金</p> <p>八 休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（第二十五条において「令」という。）第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。第六条及び第七条第四号において同じ。）</p>	<p>●法規第五条第三号の金額は、例えば、介護保険法第二百一十一条から第二百二十四条までの規定により国又は地方公共団体が負担することとされている金額及び国が交付することとされている調整交付金の金額がこれに該当します。</p> <p>●法規第五条第四号の金額は、販売を目的として保有していたもの以外のもの（固定資産、保有目的有価証券等として経理されるべきもの）の売却による収入がこれに該当します。</p>
<p>(2) 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額</p>		<p>（同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額）</p> <p>第六条 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する内閣府令で定める金額は、同号イ（2）に規定する受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の五十）に相当する金額とする。</p> <p>（受入寄附金総額から控除される寄附金の額）</p> <p>第七条 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。</p> <p>一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額</p> <p>二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額</p>	<p>●法規第五条第一号に規定するもの及び同条第三号に規定する負担部分は、法第四十五条第一項第一号イ（2）の受入寄附金総額に含まれません。</p> <p>●NPO法人の会員が支払う会費は、例えば、賛助会員の会費でその実質が明らかに贈与と認められる場合は別として、一般的には法第四十五条第一項第一号イ（2）の受入寄附金総額に含まれません。</p>



特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		<p>三 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金の額</p> <p>四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額</p> <p>（役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例）</p> <p>第八条 法第四十五条第一項第一号イ（１）及び（２）に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。</p>	
<p>（３） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額</p>			<p>●法第四十五条第一項第一号イ（３）について、法規第四条の基準に適合する場合、いわゆるパブリックサポートテスト（PST）の計算において社員の会費の額を分子に算入することになります。</p>
<p>ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。</p>	<p>（判定基準寄附者の要件等）</p> <p>第二条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額は、三千円とする。ただし、当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。）の額がある場合は、三千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額とする。</p> <p>2 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める数は、百とする。</p> <p>（実績判定期間の月数の計算方法）</p> <p>第四条 法第四十五条第一項第一号ロ及び前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。</p>	<p>（判定基準寄附者について明らかにすべき事項）</p> <p>第九条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める事項は、寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所とする。</p>	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。</p>	
<p>二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。</p>	
<p>イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>（事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合）  第十条 法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号イ、ロ、ハ又はニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。</p>	<p>●法規第十条の割合は、事業費の額によりその割合を算定しても、その事業費の額によって計算した割合がそのNPO法人の活動の実態を表さないものとなることがあります。このような場合には、そのNPO法人の活動実態が明らかとなる指標により、合理性のある割合を算定する必要があります。</p>
<p>（会員に類するもの）  第十一条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。  一 当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等（法第四十五条第一項第二号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申請に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であつて、当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者  二 当該申請に係る特定非営利活動法人の役員</p>	<p>●法第四十五条第一項第二号イについて、NPO法人の社員であることをもって、そのNPO法人の会員に該当するというわけではありません。ただし、そのNPO法人の定款などにおいて、例えば、「社員は会員から選ぶ」又は「社員となれば同時に会員にもなる」等の取り決めをしている場合には、社員はすべて会員となります。</p> <p>●法規第十一条の者（会員に類するもの）とは、単にNPO法人の帳簿書類等に氏名等が記載されたものがすべて該当するわけではなく、NPO法人から継続・反復して資産の譲渡等を受けること又は相互の交流・連絡・意見交換に参加することが予定されている者としてNPO法人の帳簿書類等に記載され、かつ、実際に継続・反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流・連絡・意見交換に参加する者がこれに該当します。したがって、例えば、登録された者を対象とし継続・反復して行われるカルチャースクールや、講習会のような活動により役務の提供を受ける者（法規第十二条に該当する者を除きます。）は会員に類する者に該当すると考えられます。また、例えば、登録された者を対象とした次のような相互の交流・連絡・意見交換に該当する活動に参加する者についても、会員に類する者に該当すると考えられます。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		<p>（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）</p> <p>第十二条 法第四十五条第一項第二号イに規定する当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものは、当該申請に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該申請に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。</p> <p>（その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動）</p> <p>第十三条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める活動は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等（法第四十五条第一項第二号イに規定する会員等をいう。以下同じ。）から得て行うもの</p> <p>二 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申請に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行</p>	<p>・サークルや同窓会のような活動</p> <p>・過去の参加者のみに案内状を送付し、過去の参加者のみが参加したシンポジウム（実態として過去の参加者のみを対象とした活動であるため）</p> <p>●法規第十二条の者（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）とは、例えば、次の事例のように、会員を広く一般に募集するなど不特定多数の者を対象とした法人の提供するサービスを利用するだけの会員であつて、そのサービスの利用以外にその法人の業務活動等に関係しないものがこれに該当すると考えられます。</p> <p>・NPO法人の行う介護サービスを受ける場合、定期的なサービスの提供のために介護会員登録を行うこととしており、会員となった者以外ではNPO法人の介護サービスを受けることはできない。ただし、介護会員となるためには特に資格等はなく、介護を受ける必要のある者であれば誰でも会員となることができる。なお、定款により正会員は当法人の社員となり表決権を有するが、サービスを受けるための会員は介護会員となり、正会員と異なり表決権はなく、介護会員は介護サービスを受ける以外にNPO法人の業務及び活動に携わることはない。</p> <p>●入会金又は会費等の名目によりNPO法人が会員等から受領した金額のうちに、次に掲げるようなものが含まれている場合には、それぞれ次に掲げる金額を資産の譲渡等の対価として法規第十三条第一号又は第二号に該当するかどうかを判断してください。</p> <p>・会費を支払うことにより本来有料であるサービスが無料で受けられる場合のそのサービスの本来の料金</p> <p>・会費を支払うことによりサービスの料金が割引される場合の、割引前の料金と割引後の料金との差額</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		<p>うもの</p> <p>三 法別表第十九号に掲げる活動又は同表第二十号の規定により同表第十九号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成</p>	
<p>ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（１） 会員等</p> <p>（２） 特定の団体の構成員</p> <p>（３） 特定の職域に属する者</p> <p>（４） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者</p>		<p>（その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）</p> <p>第十四条 法第四十五条第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。</p> <p>（特定の地域）</p> <p>第十五条 法第四十五条第一項第二号ロ（４）に規定する内閣府令で定める地域は、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区）の区域の一部で地縁に基づく地域とする。</p>	<p>●法第四十五条第一項第二号ロに規定する活動は、便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動がこれに該当しますので、便益を受ける者に対する直接の活動に限られず、間接的ではあるがその活動の結果、特定の範囲の者に便益が及ぶ次に掲げるような活動もこれに該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の職域に属する者の賃金の増額や勤務時間の縮減などを求めて、雇用者等に対して行う活動</li> <li>・特定の地域に居住する者の日照権を守るために高層ビルの建築をしようとする者等に対して行う活動</li> </ul> <p>●法規第十五条にいう市町村とは、日本国内の市町村をいいますから、NPO法人の行った活動が、外国の同一の市町村内の者のために行われた活動である場合には、その活動は法第四十五条第一項第二号ロ（４）の「特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し、又は事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者」に便益が及ぶ活動には該当しません。</p>
<p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p>			<p>●法第四十五条第一項第二号ハにいう「著作物」とは、著作権法の保護の対象になるものに限りません。ただし、現在において一般に普通名詞で表現されるようになったものは、同号ハにいう「特定の著作物」には該当しません。</p>
<p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>			<p>●法第四十五条第一項第二号ニの活動は、特定の者の意に反する活動がこれに該当しますから、直接、その特定の者に対して活動を行う場合に限られず、間接的ではあるが、当該特定の者の行っている活動の認知度、当該特定の者とNPO法人との関係等から、その特定の者に対してその者の意に反する活動を行っていると認められる活動はこれに該当します。</p>
<p>三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に</p>			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
適合していること。			
イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。		<p>（特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定）</p> <p>第十九条 法第四十五条第一項第三号イに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。</p>	<p>●法第四十五条第一項第三号イの割合の算定は、最も大きな（1）の親族グループ又は（2）の法人グループで行うこととなります。仮に、複数の親族グループが存在する場合であっても、これを合算して算定する必要はありません。（計算例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の数…………… 20名</li> <li>・役員Aさんの親族グループ…………… 4名</li> <li>・役員Bさんの親族グループ…………… 3名</li> </ul> <p>※ 他には、親族グループも法人グループも存在しません。この場合、（4名+3名）÷20名 という計算式ではなく、4名÷20名 という計算式により算定した割合により、法第四十五条第一項第三号イの基準に適合するかどうかを判定することとなります。したがって、この例の場合には、4名÷20名(1/5) ≤1/3 となりますから、同号イの基準に適合することとなります。</p>
(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者		<p>（特殊の関係）</p> <p>第十六条 法第四十五条第一項第三号イ（1）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</li> <li>二 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</li> <li>三 前二号に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</li> </ul>	<p>●法規第十六条第二号に規定する「生計を維持しているもの」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいいます。</p> <p>●法規第十六条第三号に規定する「これらの者と生計を一にしているもの」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいいますから、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合にはこれに該当します。</p>
(2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者		<p>（特定の法人との関係）</p> <p>第十七条 法第四十五条第一項第三号イ（2）に規定する内閣府令で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金</p>	<p>●法規第十七条の関係とは、一の者が法人の発行済株式等の50%以上を保有する場合における当該一の者と当該法人との関係をいい、これを直接支配関係といいます。</p> <pre> graph TD     A["一の者 (法人)"] -- "50% 以上" --&gt; B["法人A"]     A -- "合計 50% 以上" --&gt; C["他の法人B"]     D["一の者 (法人)"] -- "50% 以上" --&gt; E["法人A"]     E -- "50% 以上" --&gt; F["他の法人B"]   </pre>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		<p>額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。</p> <p>（役員又は使用人である者との特殊の関係）  第十八条 法第四十五条第一項第三号イ（2）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。</p>	<p>上記の2つの例の場合、一の者（法人）は他の法人Bの50%以上の株式を保有していることとなります。</p>
<p>ロ 各社員の表決権が平等であること。</p>			
<p>ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。</p>		<p>（取引の記録並びに帳簿及び書類の保存）  第二十条 法第四十五条第一項第三号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。</p>	
<p>ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。</p>		<p>（不適正な経理）  第二十一条 法第四十五条第一項第三号ニに規定する内閣府令で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。</p>	<p>●法第四十五条第一項第三号ニの「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいいますから、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。</p>
<p>四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p>			
<p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。  （1） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。  （2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。  （3） 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。</p>			<p>●法第四十五条第一項第四号（イ）の（1）から（3）までに掲げる活動は、法第二条第二項第二号においては「主たる目的」としてこれを行うことはできないとされています（主たる目的でなければ行うことができます。）。しかしながら、認定を受けるためには、「主たる目的」であるかどうかにかかわらず、これらの活動を一切行うことはできません。</p>
<p>ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又</p>		<p>（役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の関係）  第二十二条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する</p>	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。</p>		<p>内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。</p> <p>（特定の者と特別の関係がないものとされる基準）</p> <p>第二十三条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項並びに第三十二条第一項第三号ロ及び第五号において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>三 役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>四 営利を目的とした事業を行う者、法第四十五条第一項第四号イ（１）、（２）若しくは（３）に掲げる活動を行う者又は同号イ（３）に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。</p>	<p>●法規第二十三条第一号から第三号の「特別の利益」を与えているかどうかの判定に当たっては、NPO法人が役員等に対する債権を放棄するなどの行為を行ったことにより実質的に役員等に対して給与を支給したのと同様の経済的効果をもたらすもの（病気見舞、災害見舞等のように一般的に福利厚生費として支出されているものは除きます。）がある場合には、これらをその役員等に対して支払っているものとして、「特別の利益」を与えているかどうかを判定する必要があります。</p> <p>●法規第二十三条第四号の者に対し寄附を行うこととは、寄附金という名目で支出しているかどうかにより判定するものではありませんから、いずれの名目とするかを問わず、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与を行った場合には、これに該当します。</p>
<p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。</p>		<p>（特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合）</p> <p>第二十四条 法第四十五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、</p>	<p>●特定非営利活動とそれ以外の活動とに共通する事業費がある場合には、継続的に、資産の使用割合、従事者の作業時間数、資産の帳簿価額の比、収入金額の比その他その事業費の性質に応じた合理的な指標により特定非営利活動とそ</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		<p>当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。</p>	<p>れ以外の活動とに配賦し、これに基づいて法第四十五条第一項第四号ハ及びニの基準の判定を行うこととなります。</p> <p>●法規第二十四条により、法第四十五条第一項第四号ハに規定する割合に代えて同号の基準の判定の指標とすることができる割合は、その法人の事業活動のうちに特定非営利活動の占める割合を同号ハに規定する割合よりも合理的に算定できるものでなければ認められません。</p>
<p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。</p> <p>五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類</p> <p>六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。</p>			
<p>七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。</p>			<p>●法第四十五条第一項第七号の「法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実」には、例えば、法第四十二条に基づく所轄庁の改善命令に違反する場合などが該当するものと考えます。</p>
<p>八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。</p>			
<p>九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。</p>			<p>●法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニの基準は、実績判定期間において適合している必要がありますが、第三号、第四号イ及びロ、第五号から第七号までの基は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時まで適合している必要があります。</p> <p>なお、認定申請後認定を受けるまでの間に助成金の支給を行った場合には、速やかに法第五十四条第三項に定められている書類を備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。</p>



特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。</p>	<p>(小規模な特定非営利活動法人)</p> <p>第三条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人（第五条第二項及び第三項において「小規模法人」という。）は、実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における総収入金額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が三千円以上である寄附者（当該申請に係る特定非営利活動法人の役員又は社員である者を除く。）の数が五十人以上である特定非営利活動法人とする。</p> <p>(実績判定期間の月数の計算方法)</p> <p>第四条 法第四十五条第一項第一号ロ及び前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。</p> <p>(国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等)</p> <p>第五条</p> <p>1 前掲P348</p> <p>2 小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする場合における法第四十五条第一項第一号に掲げる基準については、同号イの規定にかかわらず、実績判定期間における第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす小規模法人にあっては、同号及び第三号に掲げる金額の合計額）の占める割合が五分の一以上であることとすることができる。</p> <p>一 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額</p> <p>二 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する受入寄附金総額から同号イ（2）に規定する一者当たり基準限度超過額その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額</p> <p>三 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち前号に掲げる金額に達するまでの金額</p>	<p>(小規模法人に関する特例)</p> <p>第二十五条 令第五条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、第四条各号に掲げるものとする。</p> <p>2 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五条第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。</p> <p>3 令第五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、第七条第一号及び第四号に掲げる金額とする。</p>	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>3 前項の規定の適用を受けようとする小規模法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における同項に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同項第二号に掲げる金額に達するまでの金額は、同号に掲げる金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同項第一号に掲げる金額に含めるものとする。</p>		<p>●法令第五条第三項において、法第四十五条第一項第一号に規定するいわゆるパブリックサポートテスト（PST）の計算について、選択により国の補助金等を分母、分子に算入することができます。なお、国の補助金等を分母、分子に算入するか否かについては、実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、特定の国の補助金等の一部を算入する（しない）ということとはできません。</p>
<p>（合併特定非営利活動法人に関する適用） 第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（合併特定非営利活動法人に関する法第四十四条及び第四十五条の規定の適用） 第六条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用については、法第四十四条第三項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。 2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。 一 法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。 二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。 三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る</p>		

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>部分に限る。)に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。</p> <p>3 前二項の規定は、法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>		
<p>(欠格事由)</p> <p>第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないも</p>			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>の</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等</p> <p>二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの</p> <p>三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの</p> <p>四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの</p> <p>五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの</p> <p>六 次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの</p> <p>（認定に関する意見聴取）</p> <p>第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長</p>			
<p>二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）</p>		<p>（認定に関する意見聴取） 第二十六条 所轄庁が、法第四十七条第四号に掲げる事由の有無について、法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときは、当該申請に係る特定非営利活動法人から提出された滞納処分に係る国税又は地方税の納税証明書を示して行うものとする。</p>	
<p>（認定の通知等） 第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。</p> <p>2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。</p> <p>一 名称 二 代表者の氏名 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 四 当該認定の有効期間</p>			
<p>五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項</p>			<p>第二十二 公示事項について 法第四十九条第二項第五号（法第五十一条第五項、第六十二条及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める事項を定めることができます。</p>
<p>3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。</p>		<p>（所轄庁以外の関係知事に対する認定の通知等） 第二十七条 法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該認定に係る特定非営利活動法人の次に掲げる事項とする。</p> <p>一 名称 二 代表者の氏名 三 主たる事務所及び法第四十九条第三項の通知を受ける所轄庁以外の関係知事（同項に規定する所轄庁以外の関係知事をいう。以下同じ。）の管轄す</p>	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。</p> <p>一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。） 、役員名簿及び定款等</p> <p>二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し</p> <p>三 認定に関する書類の写し</p>	
<p>（名称等の使用制限）</p> <p>第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p> <p>2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。</p> <p>（認定の有効期間及びその更新）</p> <p>第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。</p> <p>2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければ</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>る区域内に所在するその他の事務所の所在場所及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）その他の連絡先</p> <p>四 当該認定の有効期間</p>	
<p>2 法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第一号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。</p>	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
------------------	----------------------

ばならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用）

第七条 第一条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの条において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、前条（第二項第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十六条に規定する政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、前条第一項中「と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「とすると、同条第二項中「法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号」とあるのは「法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニ」と、同

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
-----------------------	-----

（認定の有効期間の更新の届出）

第二十八条 法第五十一条第五項において準用する法第四十九条第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定による同項第二号及び第三号に掲げる書類の提出は、様式第二号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用）

第二十九条 第四条から第二十六条までの規定は、法第五十一条第二項の有効期間の更新について準用する。

第二十三 認定の有効期間の更新申請について

法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、法第五十一条第五項の規定において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略できる旨を定めることとなります。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>条第三項中「前項の」とあるのは「第五十一条第五項において準用する前項の」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>		
<p>（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）</p> <p>第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。</p>			<p>第二十四 認定特定非営利活動法人の定款の変更等について</p> <p>1 第七1及び2、第九1、第十1並びに第十一1の規定は、法第五十二条第一項の規定により認定特定非営利活動法人について法第二十三条、法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条の規定を読み替えて適用する場合において、【県】の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（3及び第二十六3において「非所轄法人」という。）がこれらの規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する旨を定めることができます。</p> <p>2 前項の規定により届出又は提出をする場合には、第七3、第九2、第十二及び第十一2の規定にかかわらず、これらの書類の写し又は副本の添付を要しない旨を定めることができます。</p>
<p>2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。</p>			<p>3 法第五十二条第二項の規定により、非所轄法人が同項に掲げる書類の提出をするときは、同項に掲げる書類を添付した所定の様式による提出書を知事に提出する旨の条例を定めることとなります。</p>
<p>3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。</p>		<p>（所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類）</p> <p>第三十条 法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項第一号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し</p> <p>二 認定に関する書類の写し</p> <p>三 法第五十五条第一項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類の写し</p> <p>四 法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出</p>	



特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。</p> <p>5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。</p>		<p>した直近の法第五十四条第三項の書類の写し</p>	
<p>（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）</p> <p>第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>			<p>第二十五 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について</p> <p>法第五十三条第一項の規定による届出について、所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p>
<p>2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。</p>			
<p>3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。</p>		<p>（定款の変更の通知等）</p> <p>第三十一条 所轄庁は、法第五十三条第三項の通知をしようとするときは、当該認定特定非営利活動法人の第二十七条第一項各号に掲げる事項について通知するものとする。</p>	
<p>4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。</p>		<p>2 法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第三号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。</p>	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
------------------	----------------------

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
-----------------------	-----

（認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第三十二条 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

四 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

五 役員等に対する報酬又は給与の状況

（認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第三十二条 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

四 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

五 役員等に対する報酬又は給与の状況

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類		2 法第五十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。	
3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。			<ul style="list-style-type: none"> <li>●法第五十四条第三項の「助成金」はNPO法人が事業として助成するものをいいます。したがって、助成対象者の募集及び選定の方法並びに助成内容を明らかにし、反復継続的に行われているようなものはこれに該当します。</li> <li>●初めて認定を受けようとする場合、法第五十四条第三項の基準は、実績判定期間（過去）において適合する必要はありませんが、認定時において適合していなければなりません。したがって、認定申請後認定を受けるまでの間に助成金の支給を行った場合には、速やかに法第五十四条第三項に定められている書類を備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。</li> </ul>
4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。			
（役員報酬規程等の提出） 第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外			第二十六 役員報酬規程等の提出について 1 法第五十五条第一項の規定による書類の提出について、毎事業年度初めの三月以内に、同項に掲げる書類（法第五十四条第二項第二号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）を

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>の事項を記載した書類に限る。)を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。</p>			<p>添付した所定の様式による提出書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。</p> <p>2 1の規定による書類の提出をするときは、当該書類の副本一通をそれぞれ添える旨を定めることができます。</p> <p>3 1及び第二十七1の規定は、法第五十五条第一項又は同条第二項の規定により非所轄法人が知事に書類を提出する場合に適用する旨の条例を定めることとなります。この場合2及び第二十七4の規定にかかわらず、当該書類の副本の添付を要しない旨の条例を定めることとなります。</p>
<p>2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。</p>			<p>第二十七 助成金支給書類等の提出</p> <p>1 法第五十五条第二項の規定による書類の提出について、助成金の支給を行った場合の法第五十四条第三項の書類の提出は事後遅滞なく提出を行う旨の条例を定めることとなります。</p> <p>2 1の規定による法第五十四条第三項の書類の提出について、所定の様式による提出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。</p> <p>3 2の届出書には、副本一通を添える旨を定めることができます。</p>
<p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p>			<p>第二十八 役員報酬規程等の閲覧及び謄写について</p> <p>法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について、■■■■において行う旨の条例を定めることとなります。</p>
<p>(認定の失効)</p> <p>第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。</p> <p>一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。</p>			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき。）。</p> <p>三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二節 特例認定特定非営利活動法人</p> <p style="text-align: center;">（特例認定）</p> <p>第五十八条 特定非営利活動法人であつて新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。</p>	
<p>2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">（特例認定の基準）</p> <p>第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。</p> <p>一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第二十九 特例認定の申請について</p> <p>法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第二項において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
------------------	----------------------

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（特例認定の失効）

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年

（特例認定特定非営利活動法人に関する法第五十八条及び第五十九条の規定の適用）

第八条 法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日にお

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
-----------------------	-----

（所轄庁以外の関係知事への書類の提出）

第三十三条 法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第四号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

2 法第六十二条において準用する法第五十三条第四

第三十 特例認定特定非営利活動法人に関する規定の準用について

第二十四 1 の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第一項の規定により特例認定特定非営利活動法人について法第二十三条、法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条の規定を読み

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。</p>	<p>いてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条の規定の適用については、同条第二項中「五年」とあるのは「以前五年」と、「二年」とあるのは「二年」内に終了した」と、「二年」とあるのは「（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）以前二年内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の」とする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定による当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。</p> <p>二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。</p> <p>3 第一項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同号中「その設立の日」とあるのは、「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前三項の規定は、法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条及び第五十九条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、</p>	<p>項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第五号により作成した提出書を法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の都道府県知事に提出してするものとする。</p> <p>（特例認定特定非営利活動法人に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用）</p> <p>第三十四条 第二十六条の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第四十七条第四号に掲げる事由の有無につき法第六十二条において準用する法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときについて、第二十七条の規定は法第六十二条において準用する法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第三十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類について、第三十一条第一項の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第五十三条第三項の通知をしようとするときについて、第三十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項について、それぞれ準用する。</p>	<p>替えて適用する場合について、第二十四 3 の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項に規定する書類の提出について、第二十五の規定は法第六十二条において準用する法第五十三条第一項の届出について、第二十六の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第一項の書類の提出について、第二十七の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第二項の書類の提出について、第二十八の規定は法第六十二条において準用する法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する旨を定めることとなります。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	その合併」とあるのは「第五十八条第二項において準用する前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、第二項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあり、及び前項中「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあるのは「合併」と、第二項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。		
第三節 認定特定非営利活動法人等の合併			
第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併した場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併した場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。		(合併の認定の通知等) 第三十五条 法第六十三条第一項の認定又は同条第二項の認定の申請を受けた所轄庁は、直ちに、合併によって消滅する各特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事又は指定都市の長にその旨を通知するものとする。 2 前項の規定により通知をした所轄庁は、同項の通知に係る申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を同項の通知を受けた都道府県の知事又は指定都市の長に通知するものとする。	
3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。			第三十一 合併の認定の申請 法第六十三条第一項又は同条第二項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第十七1の申請書の提出に併せて、所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。
4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされな いときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営			



特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。</p>	
<p>5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（認定特定非営利活動法人等の合併についての認定に関する技術的読替え等）</p> <p>第九条 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第二項及び第三項、第四十五条並びに第四十九条の規定を準用する場合には、法第四十四条第二項ただし書中「次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人が次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する」と、同条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは「二年」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第一号ロ及び第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各</p>

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>3 法第六十三条第五項において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第六号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。</p> <p>4 法第六十三条第五項において準用する法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第七号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。</p> <p>5 第四条から第二十七条までの規定は、法第六十三条第一項の認定及び同条第二項の認定について準用する。この場合において、第十条、第十一条各号、第十二条、第十三条第一号及び第二号、第二十四条並びに第二十六条中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立した」と、同条中「滞納処分」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の滞納処分」と読み替えるものとする。</p>	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、同条第二項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、「政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした」とあるのは「同項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が政令で定める小規模な特定非営利活動法人となる」と、法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>2 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項、法第五十九条及び法第六十二条において準用する法第四十九条の規定を準用する場合には、法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。)の各事業年度のうち」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第五十九条中「前条第一項の特例認定の申請をした」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同条第二号中「その設立の日(当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した</p>		

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合には、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものが、その設立の日」と、同条第三号中「第四十四条第一項」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合には、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものが、第四十四条第一項」と、法第六十二条において準用する法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>3 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合には、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。</p> <p>二 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。</p> <p>三 法第六十三条第五項において準用する法第四十</p>		

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。</p> <p>4 法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第二号及び第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合には、同項第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合には、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合には、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>5 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定による合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合には、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及び</p>		

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>二に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。</p> <p>二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。</p> <p>三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも特例認定特定非営利活動法人であるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。</p> <p>6 第一条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの項において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項中「法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、同条第二項中「小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が小規模法人となる」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>		
<p>第四節 認定特定非営利活動法人等の監督</p>			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>（報告及び検査）</p> <p>第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。</p> <p>5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。</p> <p>6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。</p> <p>7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。</p> <p>（勧告、命令等）</p> <p>第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。</p> <p>4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。</p> <p>6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。</p> <p>一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長</p> <p>二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等</p> <p>（その他の事業の停止）</p> <p>第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p> <p>（認定又は特例認定の取消し）</p> <p>第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。</p> <p>一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。</p> <p>二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。</p> <p>三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。</p> <p>2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考



特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。</p> <p>二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。</p> <p>3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。</p> <p>（所轄庁への意見等）</p> <p>第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。</p> <p>一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由</p> <p>二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由</p> <p>3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>(所轄庁への指示)</p> <p>第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。</p> <p>第四章 税法上の特例</p> <p>第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。</p> <p>3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。</p> <p>第五章 雑則</p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。</p> <p>（協力依頼）</p> <p>第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。</p>	
<p>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）</p> <p>第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第三十二 情報通信の技術を利用する方法による手続について</p> <p>法第七十四条に規定する手続を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条から第八条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、【知事・市長】の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の所定の条文に定める方法によるものとする旨の条例を定めることとなります。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。））、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合には、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。</p>			
<p>（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用） 第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これ</p>			<p>第三十三 電子文書法第三条第一項の条例で定める保存について 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の条例で定める保存は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項、法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
<p>らの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。</p>			<p>第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)並びに同条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく書面の保存とする旨の条例を定めることとなります。</p> <p>第三十四 電磁的記録による保存について</p> <p>1 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、第三十三に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない旨の条例を定めることとなります。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>2 特定非営利活動法人が、1の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない旨の条例を定めることとなります。</p> <p>第三十五 電子文書法第四条第一項の条例で定める作成について</p> <p>法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、法第十四条、法第二十八条第一項、法第三十五条第一項、法第五十四条第二項から第四項までの規定に基づく書面の作成とする旨の条例を定めることとなります。</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
------------------	----------------------

--	--

<p>(実施規定)</p> <p>第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第</p>	
---	--

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
-----------------------	-----

	<p>第三十六 電磁的記録による作成について</p> <p>特定非営利活動法人が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、第三十五に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない旨の条例を定めることとなります。</p> <p>第三十七 電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等について</p> <p>法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十二条第四項及び法第五十四条第五項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の縦覧等とする旨の条例を定めることとなります。</p> <p>第三十八 電磁的記録による縦覧等について</p> <p>特定非営利活動法人が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、第三十七に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない旨の条例を定めることとなります。</p>
--	--

--	--

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者</p> <p>二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者</p> <p>三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者</p> <p>四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者</p> <p>五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者</p> <p>六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者</p> <p>七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者</p> <p>第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p> <p>第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。</p> <p>二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。</p> <p>六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考



特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。</p> <p>十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>別表（第二条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>二 社会教育の推進を図る活動</li> <li>三 まちづくりの推進を図る活動</li> <li>四 観光の振興を図る活動</li> <li>五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</li> <li>六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</li> <li>七 環境の保全を図る活動</li> <li>八 災害救援活動</li> <li>九 地域安全活動</li> <li>十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</li> <li>十一 国際協力の活動</li> <li>十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</li> <li>十三 子どもの健全育成を図る活動</li> <li>十四 情報化社会の発展を図る活動</li> <li>十五 科学技術の振興を図る活動</li> <li>十六 経済活動の活性化を図る活動</li> <li>十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li> <li>十八 消費者の保護を図る活動</li> <li>十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li> </ul>	
<p>二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	<p>第三十九 法別表各号に掲げる活動に準ずる活動について</p>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
又は指定都市の条例で定める活動			て 法別表第二十号に規定する条例で定める活動について定めることができます。
<p>附 則（令和二年十二月九日法律第七十二号） （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>（認証の申請に関する経過措置）</p> <p>第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。</p> <p>（書類の提出に関する経過措置）</p> <p>第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>		<p>附 則（令和三年五月三十一日内閣府令第三十三号） （施行期日）</p> <p>第一条 この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行の日（令和三年六月九日）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この府令による改正後の特定非営利活動促進法施行規則第三十二条第五号の規定は、法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。</p>	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）
<p>（国家戦略特別区域法の一部改正）</p> <p>第五条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十四条の三を削る。</p> <p>別表の十二の三の項を削る。</p> <p>（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第六条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた認証の申請があった場合における前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>（情報通信技術の利用のための措置）</p> <p>第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。</p>	

特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考